

・WEBバンキングサービス利用規定	2
・ワンタイムパスワード利用規定（WEBバンキング版）	5
・WEBファームバンキング（WEB-FB）サービス利用規定	6
・ワンタイムパスワード利用規定（WEB-FBサービス版）	11
・ホームバンキングサービス取扱規定	12
・ファームバンキングサービス取扱規定	13
・でんさいサービス利用規定	15
・しんきんインターネットバンキングAPIサービス利用規定（個人用）	18
・しんきんインターネットバンキングAPIサービス利用規定（法人用）	20
・Bank Pay 取引規定	20

WEBバンキングサービス利用規定

1. WEBバンキングサービス取引

(1) WEBバンキングサービスとは

WEBバンキングサービス（以下「本サービス」といいます。）とは、契約者ご本人（以下「お客様」といいます。）からのパーソナルコンピュータ・多機能携帯電話・本サービス対応携帯電話機等（以下「端末」といいます。）を用いた依頼にもとづき、資金移動、口座情報の照会、税金・各種料金の払込等の金庫所定の取引を行うサービスをいいます。

ただし、当金庫は、その裁量により、本サービスの対象となる取引を、お客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

(2) 利用資格者

本利用規定に同意し、当金庫本支店に預金口座を開設している個人のお客様を、本サービスの利用資格者としてします。

なお、お客様は、お客様の安全確保のために当金庫が採用しているセキュリティ措置、本利用規定に示した契約者ID（利用者番号）または各種パスワードの不正使用・誤使用などによるリスク発生の可能性および本利用規定の内容について理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

(3) 契約の成立

本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます）は、当金庫所定の方法によるお客様の申込みにもとづき、当金庫が申込みを適当と判断し、承諾した場合に成立するものとします。

(4) 使用できる端末

本サービスの利用に際して使用できる端末は、当金庫所定の機能を有するものに限り、なお、端末の種類により本サービスの対象となる取引は異なる場合があります。

(5) 本サービスの取扱時間

本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。ただし、当金庫は、取扱時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

また、取扱時間は、本サービスの対象となる取引により異なる場合があります。

(6) 手数料等

① 本サービスの利用にあたっては、必要に応じ別にお知らせする基本手数料（消費税を含みます。以下「利用手数料」といいます。）をいただく場合があります。この場合、当金庫は、利用手数料を普通預金規定、その他当金庫の定める他の規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなしに、お客様が利用申込書または当金庫所定の方法により届け出ていただく「代表口座」から、当金庫所定の日に自動的に引落とします。

なお、当金庫は、利用手数料をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。また、代表口座として指定可能な預金口座は、当金庫所定の種類のものに限るものとします。

② 前号の本サービスの利用手数料以外の諸手数料については、取引内容に応じて別にお知らせする手数料をお支払いいただきます。なお、提供するサービスの変更に伴い、諸手数料を新設・変更する場合があります。

2. 本人確認

(1) 本人確認の手段

お客様が本サービスを利用するに際して、当金庫は、端末から通知されるお客様の次の各号に定める番号等（以下「番号等」といいます）と当金庫に登録されている番号等との一致を確認することにより、お客様の本人確認を行うものとします。本サービスの本人確認に使用する番号等の組合せは、本サービスの対象となる取引の内容に応じて当金庫所定のものとします。

- ① 契約者ID（利用者番号）
- ② 初回ログイン用パスワード
- ③ ログインパスワード
- ④ 資金移動用パスワード

(2) 初回ログイン用パスワードの届出

初回ログイン用パスワードは、お客様が指定するものとし、お客様から当金庫所定の書面により当金庫に届け出るものとします。

(3) 資金移動用パスワードの届出

資金移動用パスワードは、お客様が指定するものとし、お客様から当金庫所定の書面により当金庫に届け出るものとします。

(4) ログインパスワードの変更

お客様は、本サービスのご利用開始前に、端末からログインパスワードを変更するものとします。

なお、ログインパスワード変更時における本人確認方法は、以下に定めるとおりとします。

- ① 契約者IDおよびお客様が届け出されたログインパスワードを端末からお客様自身が入力します。
- ② 当金庫は、お客様が入力された各内容と、当金庫に登録されている各内容の一致により、本人であることを確認します。

(5) 本人確認手続き

① お客様の取引時の本人確認方法および依頼内容の確認方法については、以下に定めるとおりとします。

- A 番号等を端末の画面上でお客様自身が入力します。
- B 当金庫は、お客様が入力された番号等と当金庫に登録されている番号等の一致により、次の事項を確認できたものとして取扱います。

- a お客様の有効な意思による申込みであること。
- b 当金庫が受信した依頼内容が真正なものであること。

② 当金庫が前号の方法に従って本人確認をして取引を実施した場合は、番号等につき不正使用・誤使用その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害については、第12条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

(6) 番号等の管理

- ① 番号等は、お客様自身の責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。
- ② 番号等につき偽造、変造、盗用もしくは不正使用等の事実またはそのおそれがある場合は、当金庫に直ちに連絡をしてください。
- ③ 本サービスの利用については、誤った番号等の入力が当金庫所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当金庫は本サービスの利用を停止しますので、再開手続きは当金庫に連絡のうえ、所定の手続を行ってください。

3. 取引の依頼

(1) サービス利用口座の届出

① お客様は、本サービスで利用する口座を、サービス利用口座として、当金庫所定の方法により当金庫宛に届け出てください。当金庫は、お届出の内容に従い、本サービスのサービス利用口座として登録します。

ただし、サービス利用口座として指定可能な預金の種類および本サービスの対象となる各取引において指定可能なサービス利用口座は、当金庫所定のものに限るものとします。

② サービス利用口座の変更および削除については、当金庫所定の書面により届け出てください。

③ 前二号にもとづく届出または変更に係るサービス利用口座について、当金庫所定の方法によりお客様本人の口座に相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらにつき偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

(2) 取引の依頼方法

本サービスによる取引の依頼は、第2条に従った本人確認が終了後、お客様が取引に必要な所定事項を当金庫の指定する方法により正確に当金庫に伝達することにより行うものとします。

当金庫は、前項のサービス利用口座の届出に従い取引を実施します。

(3) 取引依頼の確定

当金庫が本サービスによる取引の依頼を受付けた場合、お客様に依頼内容を確認しますので、お客様はその内容が正しい場合には、当金庫の指定する方法で確認した旨を当金庫に回答してください。この回答が各取引に必要な当金庫所定の確認時間内に行われ、当金庫が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、当金庫所定の方法で各取引の手続を行います。

なお、特に定めのない限り、取引依頼の確定後に依頼内容の取消、変更はできないものとします。

4. ご利用限度額

1回あたり、および1日あたりのご利用限度額は、申込時または変更時にお客様が設定した金額とします。なお、1日あたりのご利用上限金額の基準時は、毎日日本時間午前0時とし、以下同様とします。

ただし、その上限は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、所定上限額をその裁量によりお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

上限金額を超えた取引依頼については、当金庫は受付義務を負いません。

5. 資金移動取引

(1) 取引の内容

- ① お客様の指定した日（以下「振込指定日」といいます。）に、お客様の指定する本サービス利用口座（以下「支払指定口座」といいます。）よりお客様の指定する金額を引落としのうえ、お客様の指定する当金庫本支店あるいは当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）宛に振込または振替の依頼を発信することができます。日本国外の金融機関に開設された預金口座への振込はできません。
- ② 支払指定口座と入金指定口座が当金庫の同一店舗内でかつ同一名義の場合は、「振替」とし、それ以外の場合は、「振込」として取扱います。なお、振込・振替の受付にあたっては、別にお知らせする手数料（消費税を含みます。以下「振込手数料」といいます。）をいただきます。
- ③ ご依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容に従い、支払指定口座から振込金額、振込手数料の合計金額または振替金額を引落としのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続きをします。
- ④ 支払指定口座からの資金の引落しは、普通預金規定その他当金庫の定める他の規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。
- ⑤ 以下の各号に該当する場合、振込および振替はできません。
 - A 振込または振替時に、振込金額・振替金額および振込手数料の合計金額が、支払指定口座より払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。
 - B 支払指定口座が解約済のとき。
 - C お客様から支払指定口座についての支払停止の届出があり、それにもとづき当金庫が所定の手続きを行ったとき。
 - D 差押・相殺等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不適当と認めたとき。
 - E 振替取引において、入金指定口座が解約済などの理由で入金できないとき。
 - F その他、振込および振替ができないと当金庫が認める事由があるとき。
- ⑥ 振替取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。なお、振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続きにより処理します。

(2) 指定日

振込・振替依頼の発信は、原則としてお客様が指定された指定日に実施し、指定がない場合には、依頼の発信日（以下「依頼日」といいます）を指定日とします。なお、依頼日が指定日となる場合、当金庫は取引の依頼内容の確定時点で即時に振込・振替を行います。入金指定口座が存在する金融機関によっては、当該金融機関所定の時限を過ぎている、または依頼日が金融機関窓口休業日にあたるなどの理由により、即時の振込・振替ができない場合があります。

(3) 依頼内容の変更・組戻し

- ① 取引において、振込指定日以降にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において、次の訂正の手続きにより取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次号に規定する組戻し手続きにより取扱います。
 - A 訂正の依頼にあたっては、当金庫所定の訂正依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認書類の提示または保証人を求めることがあります。
 - B 当金庫は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- ② 振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において次の組戻し手続きにより取扱います。

A 組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の組戻依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認書類の提示または保証人を求めることがあります。

B 当金庫は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

C 組戻しされた振込資金は、当金庫所定の方法により当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。

- ③ 前二号の各場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。
- ④ 当金庫が、訂正依頼書または組戻依頼書等に使用された印影（または署名）と届出の印鑑（または署名鑑）とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- ⑤ 振替取引の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または依頼の取りやめはできません。
- ⑥ 本項に定める依頼内容の訂正・組戻しを行った場合、第1条第6項第2号の振込手数料は返還しません。
- ⑦ 組戻し手続きを行った場合は、別にお知らせする組戻し手数料をお支払いいただきます。

6. 照会サービス

(1) 取引の内容

お客様の指定するサービス利用口座について、残高照会、入出金明細照会等の口座情報を照会することができます。なお、照会可能な明細は、当金庫所定の期間内にお取引のあった明細に限ります。

(2) 照会後の取消、変更

お客様からの照会を受けて当金庫から回答した内容について、当金庫がその責めによらない事由により変更または取消を行った場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

7. 通知サービス

(1) 取引の内容

お客様がサービス利用口座として登録された口座につき、入出金取引等が発生した際に、お客様の指定するメールアドレスに電子メールを送信し、お取引の旨をお知らせします。

(2) 送信の遅延・不達

通信混雑、通信機器および回線障害、インターネットの特性等の事由により、取扱いが遅延したり不達となる恐れがありますので、お客様は、必ず照会サービスによりお取引内容をご確認ください。なお、照会サービスを利用しないことにより生じた損害については、第12条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

8. 税金・各種料金の払込サービス

(1) 取引の内容

① 税金・各種料金の払込サービス「Pay-easy（ペイジー）収納サービス」（以下「収納サービス」といいます。）とは、当金庫所定の収納機関（以下「収納機関」といいます。）に対する税金、各種料金（以下「各種料金等」といいます。）の照会および支払指定口座から指定の金額を引落とし、収納機関に対する当該各種料金等の支払いとして、当該引落し金を払い込むことができるサービスをいいます。

② 収納サービスの1回あたり、および1日あたりのご利用限度額は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、所定上限額をその裁量によりご契約先に通知することなく変更する場合があります。

③ 収納サービスは、本条に特別な定めがない限り、第5条（資金移動）における振込取引と同様の扱いとします。

④ 一度依頼した払込みは取消できないものとします。

⑤ 当金庫は、お客様に対し、払込みにかかる領収書を発行いたしません。

⑥ 収納機関の請求内容および収納機関での収納手続きの結果等、収納等に関する照会については収納機関に直接お問合わせください。

⑦ 収納サービスの取扱時間は、原則として当金庫所定の時間内とします。なお、収納機関の取扱時間の変更などにより、当金庫所定の時間内であっても取扱いできない場合があります。

(2) 利用の停止・取消し等

- ① 収納機関が指定する項目の入力を当金庫所定の回数以上誤った場合は、収納サービスの利用を停止することがあります。収納サービスの利用を再開する場合には、当金庫に連絡のうえ、所定の手続きをとってください。
- ② 収納機関から収納依頼内容に関する確認ができない場合には、収納サービスを利用できません。
- ③ 収納機関からの連絡により、一度受け付けた払込みについて、取消しとなることがあります。

9. 届出事項の変更等

本サービスに係る印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、お客様は直ちに当金庫所定の書面により当該口座保有店宛に届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

10. 取引の記録

本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、本サービスについての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

11. 海外からのご利用

海外からはその国の法律・制度・通信事情・電話機の仕様などによりご利用いただけない場合があります。当該国の法律を事前にご確認ください。

12. 不正な資金移動等

(1) 補償の要件

お客様の番号等の盗取等により行われた不正な資金移動等については、次の各号のすべてに該当する場合、個人のお客様は当金庫に対して当該資金移動等にかかる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額の補償を請求することができます。

- ① お客様が本サービスによる不正な資金移動等の被害に気づいてから、速やかに当金庫への通知が行われていること。
- ② 当金庫の調査に対し、お客様より十分な説明が行われていること。
- ③ お客様が警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力していること。

(2) 補償対象額

前項の請求がなされた場合、不正な資金移動等がお客様の故意による場合を除き、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることをお客様が証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間とします。）前の日以降になされた不正な資金移動等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補償対象額」といいます。）を補償するものとします。

ただし、当該資金移動等が行われたことについて、お客様に重大な過失、または過失がある場合には、当金庫は補償対象額に全部または一部について補償いたしかねる場合があります。

(3) 利用の制限

前二項の定めは、前項に係る当金庫への通知が、お客様の番号等の盗取等（当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 補償の制限

第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償いたしません。

- ① 不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A お客様の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合。
 - B お客様が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動等が行われた場合

(5) 既に払戻し等を受けている場合の取扱い

当金庫が不正な資金移動等の原資となった預金についてお客様に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補償の請求には応じることができません。また、お客様が当該資金移動等を行った者から損害賠償または不

当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当金庫が補償を行った場合の取扱い

当金庫が第2項の規定にもとづく補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、お客様の預金払戻請求権は消滅し、また、当金庫は、当該補償を行った金額の限度において、不正な資金移動等を行った者その他の第三者に対してお客様が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

13. 免責事項等

(1) 免責事項

次の各号の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- ① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等をやむを得ない事由があったとき
- ② 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
- ③ 当金庫以外の金融機関の責めに帰すべき事由があったとき。

(2) 通信経路における安全対策

お客様は、本サービスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスで当金庫が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。

(3) 端末の障害

本サービスに使用する端末および通信媒体が正常に稼動する環境についてはお客様の責任において確保してください。当金庫は、当契約により端末が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、端末が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、それにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

14. 利用停止等

不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合等、当金庫がご契約先お客様に対する本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、お客様に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用停止等の措置を講じることができます。これにより生じた損害については当金庫は責任を負いません。

15. 解約等

(1) 都合解約

本契約は、当事者の一方の都合で、書面による通知によりいつでも解約することができます。なお、お客様からの解約の通知は、当金庫所定の方法によるものとします。

(2) 代表口座の解約

代表口座が解約されたときは、本サービスは全て解約されたものとみなします。

(3) サービスの強制解約

お客様に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでも、本サービスを解約することができるものとします。この場合、お客様への通知の到着のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を連絡先にあてて発信した時に本契約は解約されたものとします。

- ① 当金庫に支払うべき利用手数料その他の諸手数料を2ヶ月連続して支払わなかったとき
- ② 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫においてお客様の所在が不明となったとき
- ③ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- ④ 支払の停止または破産、民事再生手続開始の申し立てがあったとき
- ⑤ 相続の開始があったとき
- ⑥ 番号等の不正使用があったとき、または本サービスを不正利用したとき
- ⑦ 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき
- ⑧ お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がお客様に対する本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じたとき

- ⑨ 本サービスがマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に使用されているおそれがあると当金庫が判断したとき
 - ⑩ 本サービスを継続する上で支障があると当金庫が判断したとき
- (4) 解約後の処理
本契約が解約により終了した場合、そのときまでに処理が完了していない取引の依頼については、当金庫は処理する義務を負いません。本契約の解約日以降、お客様の番号等は、すべて無効になります。
- (5) お客様による取引の中止
お客様は、本サービスの取扱時間中において、本サービスを中止(以下「I B取引中止」といいます)することができます。
I B取引中止をした場合は次のとおり取り扱います。なお、I B取引中止は、本サービスの利用を一時的に中止するものであり、本契約自体は効力を失わないものとします。
- ① I B取引中止後は、お客様は本サービスにログインすることができません。これにより、本サービスの全部が利用できなくなります。
 - ② 本サービスを再開する場合は、お客様は当金庫に連絡のうえ、所定の手続きを行なってください。
 - ③ I B取引中止をした時点で処理が完了していない取引の依頼がある場合は、当金庫所定の方法により取り扱うものとします。

16. 通知等の連絡先

当金庫は、お客様に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。

その場合、当金庫に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。

なお、当金庫がお客様の連絡先にあてて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、届出事項の変更を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由により、これらが延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

また、当金庫の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

17. 規定等の適用

本利用規定に定めのない事項については、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる各種カード規定、振込規定、当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取扱います。

18. 規定の変更等

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ掲載その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

19. 契約期間

本サービスの当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、特に、お客様または当金庫から書面による申出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

20. 準拠法・管轄

本サービスの契約準拠法は日本法とします。

21. 譲渡・質入・貸与の禁止

本サービスにもとづくお客様の権利は、当金庫の承諾なしに第三者へ譲渡・質入・貸与等することができません。

22. サービスの終了

当金庫は、本サービスの全部または一部を停止することがあります。その場合は、事前に相当な期間をもって当金庫所定の方法により告知します。この場合契約期間内であっても本サービスの全部または一部が利用できなくなります。

以上

(2020年4月1日現在)

ワンタイムパスワードサービス利用規定 (WEBバンキングサービス版)

1. ワンタイムパスワードサービスについて

ワンタイムパスワードサービス(以下「本サービス」といいます。)とは、WEBバンキングサービスの利用に際し、ログインパスワードに加えて当金庫所定の方法により生成・表示された都度変化するパスワード(以下「ワンタイムパスワード」といいます。)を用いることにより、お客様本人の認証を行うサービスをいいます。

2. 利用資格

本サービスの利用者は、WEBバンキングサービスを契約のお客様に限るものとします。

3. 利用申込および利用開始

(1) ワンタイムパスワード生成・表示装置

本サービスを利用するためには、ワンタイムパスワードを生成・表示する機能・装置(以下「トークン」といいます。)が必要となります。トークンには「ソフトウェアトークン」を使用するものとします。

※ソフトウェアトークンとは

当金庫が推奨する生成アプリケーション(以下「アプリ」といいます。)を利用する方式で、お客様はアプリをパーソナルコンピュータ、携帯電話機等(以下「端末」といいます。)にダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。

(2) 利用申込および利用開始

本サービスを利用する端末にアプリをダウンロードし、当金庫のホームページ上のワンタイムパスワード利用開始登録画面に「契約者ID(利用者番号)」、「ログインパスワード」を入力してログインしたうえで、当金庫所定の登録画面にアプリに表示される「トークンID」および「ワンタイムパスワード」を入力し、これらが当金庫の保有するトークンIDおよびワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの利用開始の依頼とみなし、本サービスの利用が可能となります。

(3) 契約の成立

本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約(以下「本契約」といいます)は、前項の定めによる当金庫所定のお客様の手続きにもとづき、当金庫が当該手続きを適当と判断して承諾した場合に成立し、お客様において本サービスの利用が可能となります。

4. 本サービスの利用

- (1) 本サービスの利用開始後は、WEBバンキングサービスの利用に際し、当金庫は当金庫所定の取引について契約者ID(利用者番号)およびログインパスワードに加えてワンタイムパスワードによる認証を行います。その場合には、お客様は契約者ID(利用者番号)、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードを当金庫所定の方法により正確に伝達するものとします。当金庫が確認し、認識した契約者ID(利用者番号)、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードが、契約時に発行する契約者ID(利用者番号)、お客様が登録されているログインパスワードおよび当金庫が保有しているワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの取引の依頼とみなします。
- (2) 前項にかかわらず、契約者ID(利用者番号)、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードに加えて資金移動用パスワードが必要となるサービスについては、当金庫は前項の認証のほか、当金庫が資金移動用パスワードを確認し、当金庫が認識した資金移動用パスワードが各々一致した場合には、当金庫はお客様からの取引の依頼とみなします。

5. トークンの利用期限

- (1) ソフトウェアトークンのワンタイムパスワードの利用期限はありません。
- (2) 前項に関わらず、ソフトウェアトークンのアプリをインストールした端末につき、譲渡、廃棄等の事由によりお客様が使用しなくなった場合、ソフトウェアトークンは使用できなくなるものとします。

この場合、お客様は責任をもって端末からアプリを完全に消去するものとし、あらためてソフトウェアトークンが必要となったときには、新たに第3条の利用開始登録を行うものとしします。

6. トークンの紛失および盗難

お客様は、トークンを失ったとき、トークンが偽造・変造・盗難・紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき（ソフトウェアトークンをインストールした端末の盗難・紛失等を含むものとしします）、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当金庫所定の方法によって当金庫に届け出るものとします。この届出を受けたときは、当金庫は直ちに本サービスの利用停止等の措置を講じます。

7. 利用料

- (1) 本サービスの利用にあたっては、別にお知らせするワンタイムパスワードサービス利用料(消費税を含みます。以下「本サービス利用料」といいます。)をいただきます。この場合、当金庫は本サービス利用料を申込代表口座から、当金庫所定の日に自動的に引き落とします。
- (2) 本サービス利用料は、お客様の利用開始登録の実施有無にかかわらず、当金庫所定の月から発生するものとしします。また、当金庫が一旦引き落としした本サービス利用料については、本サービスの解約その他事由のいかんを問わず、返却しないものとしします。
- (3) 当金庫は本サービス利用料を変更する場合があります。変更する場合には、その旨を事前に通知または公表するものとしします。

8. 免責事項等

- (1) ワンタイムパスワードおよびトークンは、お客様自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとしします。ワンタイムパスワードおよびトークンの管理について、お客様の責めに帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合を除き、お客様に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。
- (2) ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合、お客様は、当金庫宛に直ちにワンタイムパスワードの利用中止およびトークンの再発行の依頼をするものとしします。ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、当金庫に責めがある場合を除き、お客様に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。
- (3) 当金庫が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当金庫所定の回数以上連続して伝達された場合は、当金庫はお客様に対する本サービスの利用を停止します。お客様が本サービスの利用の再開を依頼する場合には、当金庫所定の書面により当金庫宛に届け出るものとしします。
- (4) ソフトウェアトークンの不具合等の事由でお取引の取扱が遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当金庫は一切の責任を負いません。

9. 本サービスの解約等

- (1) 本サービスの契約は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができるものとしします。この場合、解約の効力は、本サービスに関してのみ、生じるものとしします。なお、お客様からの解約の通知は当金庫所定の方法によるものとしします。
- (2) お客様が当金庫に支払うべき本サービス利用料を支払わなかった場合、お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、お客様に事前に通知することなく本サービスの利用を停止することができるものとしします。なお、当該事由が消滅した場合は、当金庫は、本サービスの利用停止を解除できません。
- (3) 前項にかかわらずお客様が相当期間、本サービス利用料を支払わない状態が続いた場合、当金庫は本サービスの契約を解約することができます。この場合、解約の効力は、本サービスに関してのみ生じるものとしします。
- (4) お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がサービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫は、本サービスの利用を停止することができるものとしします。
- (5) 前四項の解約、利用停止時点で当金庫が既に取引の依頼を受けている場合、当金庫は本利用規定および関係法令に従い、当該取引については、手続を行うものとしします。

10. 譲渡・質入の禁止

お客様はソフトウェアトークンのアプリを当初インストールした端末でのみ使用するものとし、他人に譲渡、再使用許諾、その他の権利を設定してはならず、また使用させることはできません。ソフトウェアトークンのアプリは、アプリの製作者および販売元が定める使用条件を遵守のうえ使用するものとしします。

11. 規定等の適用

本契約に定めのない事項については、WEBバンキングサービス利用規定、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取り扱います。

12. 規定の変更等

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ掲載その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとしします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとしします。

以上

(2020年4月1日現在)

WEBファームバンキング（WEB-FB） サービス利用規定

1. WEBファームバンキング（WEB-FB）サービス取引

- (1) WEBファームバンキング（WEB-FB）サービスとはWEBファームバンキング（WEB-FB）サービス（以下「本サービス」といいます。）とは、パーソナルコンピュータなどの機器（以下「端末」といいます。）を用いたご契約者（以下「ご契約先」といいます。）からの依頼にもとづき、資金移動、口座情報の照会、総合振込・給与振込・賞与振込・口座振替等の各データの伝送、税金・各種料金の払込み、その他当金庫所定の取引を行う法人・個人事業主のご契約先向けインターネットバンキングサービスをいいます。

ただし、当金庫は、その裁量により、本サービスの対象となる取引および内容を、ご契約先に事前に通知することなく追加または変更する場合があります。

かかる追加または変更により、万一ご契約先に損害が生じた場合にも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

(2) 利用申込

- ① 本サービスの利用を申込みされるご契約先は、本利用規定およびその他関連諸規定の内容をご了承のうえ、「WEB-FBサービス利用申込書」（以下「申込書」といいます。）に必要事項を記載して当金庫に提出するものとしします。
- ② 当金庫が「申込書」に押印された印影と、あらかじめご契約先が当金庫に届け出た印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものとして認めて取り扱ったうへは、「申込書」に偽造、変造その他記載事項の誤り、相違等があっても、そのためにご契約先に生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- ③ ご契約先は、ご契約先の安全確保のために当金庫が採用しているセキュリティ措置、本利用規定に示したお客様ID、各種パスワード、電子証明書の不正使用・誤使用などによるリスク発生の可能性、および本利用規定の内容について了解したうへで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとしします。

(3) 利用資格者

- ① 本利用規定に同意し、当金庫本支店に預金口座を開設している法人および個人事業主のご契約先を、本サービスの利用資格者としします。
- ② ご契約先は、本サービスの利用に際してご契約先を代表する管理者（以下「管理者」といいます。）を当金庫所定の手続きにより登録するものとしします。
- ③ 管理者は、管理者が定めた一定範囲内で、本サービスの利用に関する管理者の権限を代行する利用者（以下「利用者」といいます。）を、当金庫所定の手続きにより登録するものとしします。

- ④ ご契約先は、管理者もしくは利用者の変更またはこれらの登録内容に変更があった場合、当金庫所定の手続きにより変更登録するものとします。
当金庫は、ご契約先による変更登録処理が完了するまでの間、管理者もしくは利用者の変更またはこれらの登録内容に変更がないものとして取り扱うものとし、万一これによってご契約先に損害が生じた場合でも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き当金庫は責任を負いません。
- ⑤ ご契約先における本サービスの利用資格者は、管理者および利用者に限るものとします。
- (4) 契約の成立
本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます）は、当金庫所定の方法によるお客様の申込みにもとづき、当金庫が申込みを適当と判断し、承諾した場合に成立するものとします。
- (5) 使用できる端末
本サービスの利用に際して使用できる端末は、当金庫所定の機能を有するものに限ります。
加えて、本人確認につき「電子証明書方式」を利用する場合には、当金庫所定の方法により、かかる端末に当金庫が発行する電子証明書を、インストールしていただく必要があります。
なお、端末の種類により本サービスの対象となる取引が異なる場合があります。
- (6) 本サービスの取扱時間
本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。
ただし、当金庫は、取扱時間をご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。
また、取扱時間は、本サービスの対象となる取引により異なる場合があります。
- (7) 代表口座
ご契約先は、当金庫本支店に開設しているご契約先名義の普通預金口座または当座預金口座の一つを本サービスによる取引に主に使用する口座（以下「代表口座」といいます。）として申込書により届け出るものとします。
- (8) 手数料等
- ① 本サービスの利用にあたっては、別にお知らせする基本手数料（消費税を含みます。以下「利用手数料」といいます。）をいただきます。当金庫は、利用手数料を普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなしに、申込書により届出の口座（以下「引落口座」といいます。）から、当金庫所定の日に自動的に引落とします。なお、引落口座は代表口座とします。
 - ② 当金庫は、利用手数料をご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。
 - ③ ご契約先は、取引内容により、利用手数料のほか、本サービスにおける取引に応じて別にお知らせする諸手数料（消費税を含みます。）を本項第1号と同様の方法により支払うものとします。
なお、提供する本サービスの追加または変更に伴い、諸手数料を新設・変更する場合においても、同様とします。

2. 本人確認

(1) 本人確認の手段

- ① お客様が本サービスを利用するに際して、当金庫は、端末から通知されるお客様の次の各号に定める番号等（以下「番号等」といいます）と当金庫に登録されている番号等との一致を確認することにより、お客様の本人確認を行うものとします。本サービスの本人確認に使用する番号等の組合せは、本サービスの対象となる取引の内容に応じて当金庫所定のものとなります。
 - A お客様 I D
 - B ログインパスワード
 - C 登録確認用パスワード
 - D 承認用パスワード
 - E 都度振込送信確認用パスワード
 - F 利用開始番号
- ② 当金庫は、次のいずれかの方法により、ご契約先の確認を行うものとします。
 - A 電子証明書および各種暗証番号によりご契約先の確認を行う方式（以下「電子証明書方式」といいます）
 - B お客様 I Dおよび各種暗証番号によりご契約先の確認を行う方式（以下「I D・パスワード方式」といいます）
 - ③ 電子証明書方式または I D・パスワード方式の選択は、ご契約先自身が決定のうえ、申込書により当金庫に届け出てください。
- (2) お客様 I Dおよび各種パスワード
お客様 I D、ログインパスワード、登録確認用パスワード、承認用パスワードおよび都度振込送信確認用パスワード（以下これらのパスワードを総称して「各種パスワード」といいます。）は、ご契約先自身決定し、申込書により当金庫に届け出てください。
当金庫は、届出の内容に従い、本サービスのお客様 I Dおよび各種パスワードとして登録します。
また、管理者は、本サービスのご利用開始前に端末より管理者および利用者のお客様 I Dおよび各種パスワードを当金庫所定の手続きにより登録します。
- (3) 電子証明書の発行
電子証明書は、当金庫所定の方法により、電子証明書方式を申し込んだご契約先の管理者に対して発行します。発行を受けた電子証明書の管理者から利用者に対する交付は、ご契約先の責任において行っていただきます。
- (4) 本人確認
 - ① 取引の本人確認の方法
 - A 「I D・パスワード方式」における取引時の本人確認は、第2条第2項により、すでにお客様 I Dおよび各種パスワードを登録済みの管理者および利用者が、自身で端末の画面上で入力したお客様 I Dおよび各種パスワードと、当金庫に登録されている各内容の一致を確認する方法により行います。
 - B 「電子証明書方式」における取引時の本人確認は、第2条第3項によりすでに電子証明書を受領し、かつ第2条第2項によりすでにお客様 I Dおよび各種パスワードを登録済みの管理者および利用者が端末から当金庫に送信した電子証明書を解析してその正当性を確認し、かつ、かかる管理者および利用者が、自身で端末の画面上で入力したログインパスワードと、当金庫に登録されている各内容の一致を確認する方法により行います。
 - ② 当金庫は、「I D・パスワード方式」・「電子証明書方式」いずれの場合においても、当金庫が本項第1号の方法に従って本人確認をした場合は、ご契約先本人の真正な意思による有効な取引として取り扱うものとし、お客様 I Dおよび各種パスワード、その他の情報・機器等について偽造・盗用・不正使用・誤使用、その他の事故があっても、そのためにご契約先に生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
ただし、お客様 I Dおよび各種パスワード、その他の情報・機器等の盗用等により第三者に本サービスを不正に利用されて行われた資金移動等の取引による損害については、当金庫はご契約先に対し、第13条に定める条件に従いこれを補てんします。
- (5) お客様 I Dおよび各種パスワード等の管理
 - ① お客様 I Dおよび各種パスワードは、ご契約先の責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。
また、お客様 I Dおよび各種パスワードは、生年月日、電話番号、連続番号など容易に推測できる番号を使用しないとともに定期的に変更手続きを行なってください。
 - ② 管理者がお客様 I Dおよび各種パスワードを変更する場合には、当金庫所定の手続きにより届け出てください。
 - ③ 管理者のお客様 I Dおよび各種パスワードを失念し、またはこれらの紛失・盗難・不正利用の事実もしくはその可能性が生じた場合は、直ちにご契約先ご本人から当金庫所定の手続きにより当金庫に届け出てください。この届出に対し、当金庫は本サービスの利用停止等の措置を講じます。この届出以前に生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
 - ④ 利用者のお客様 I Dおよび各種パスワードを失念し、またはこれらの紛失・盗難・不正利用の事実もしくはその可能性が生じた場合は、管理者にてご対応ください。
 - ⑤ 本サービスの利用について届出と異なる各種パスワードの入力が当金庫所定の回数連続して行なわれた場合は、その時点で当金庫は当該パスワードの利用を停止します。当該パスワードの利用を再開するには、利用者の場合は管理者に、管理者の場合は当金庫に連絡のうえ所定の手続きをとってください。

(6) 電子証明書の有効期間および更新

- ① 電子証明書には有効期限があるため、「電子証明書方式」によるご契約先は、本サービスを継続して利用するためには、有効期限終了前に当金庫所定の方法で、電子証明書の更新手続きを行う必要があります。
- ② 前項による電子証明書の更新が行われなかった場合、電子証明書は有効期間の満了日をもって失効するものとし、「電子証明書方式」によるご契約先は、以後本サービスを利用することができません。
- ③ 本サービスが解約、利用停止その他の事由により終了した場合、またはご契約先が本人確認方法を「電子証明書方式」から「ID・パスワード方式」に変更した場合は、発行済みの電子証明書は、残存期間があっても当該終了日をもって失効します。

(7) 電子証明書の取扱い

- ① 電子証明書は、管理者および利用者本人が保管するものとします。また、第三者への譲渡・貸与はできません。
- ② 電子証明書の内容に変更が生じた場合、当金庫所定の変更手続きを行ってください。
- ③ 端末の譲渡・破棄等により電子証明書の管理ができなくなる場合は、必ず電子証明書の削除を行ってください。
- ④ 端末の譲渡・破棄等により新しい端末を使用する場合は、当金庫所定の方法により電子証明書を取得し、再度端末にインストールしてください。
- ⑤ 管理者および利用者本人に次に定める事由のいずれかが生じた場合は、取引の安全性を確保するため、速やかに当金庫に届出てください。この届出に対し、当金庫は所定の手続きを行い、必要に応じて本サービスの利用停止等の措置を講じます。当金庫は、この届出にもとづく所定の手続の完了前に生じた電子証明書の第三者による不正使用等による損害については、第11条に定める場合を除き、責任を負いません。
 - A 電子証明書をインストールした端末の譲渡・廃棄等を行った際に電子証明書の削除を行わなかった場合。
 - B 電子証明書をインストールした端末が紛失・盗難等に遭った場合。
 - C 電子証明書に偽造、変造、流出、盗用等が生じ、またはそれらのおそれがあると判断した場合。

3. 取引の依頼

(1) サービス利用口座の届出

- ① ご契約先は、本サービスの利用口座として、お申込み店舗に開設している口座（以下「サービス利用口座」といいます。）を申込書により当金庫宛に届け出てください。
- ② 当金庫は、届け出の内容に従い、本サービスのサービス利用口座として登録します。
ただし、サービス利用口座として指定可能な預金の種類および本サービスの対象となる各取引において指定可能なサービス利用口座は、当金庫所定のものに限るものとします。
- ③ 届出可能なサービス利用口座の口座数は、当金庫所定の数以内とします。
- ④ 届出可能なサービス利用口座は、ご契約先名義の口座のみとします。
- ⑤ サービス利用口座の追加・変更および削除については、当金庫所定の書面により届け出てください。
- ⑥ 前各号にもとづく届出または変更に係るサービス利用口座について、当金庫所定の方法によりお客様本人の口座に相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらにつき偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

(2) 取引の依頼方法

本サービスによる取引の依頼は、第2条にもとづく本人確認完了後、ご契約先が取引に必要な所定事項を当金庫の指定する方法により、正確に当金庫に伝達することにより行うものとします。当金庫は、前項のサービス利用口座の届出に従い取引を実施します。

(3) 取引依頼の確定

- ① 当金庫が本サービスによる取引の依頼を受け付けた場合、当金庫は当金庫所定の様式によりご契約先に依頼内容を確認します。ご契約先は、その内容が正しい場合および振込資金の決済が可能な場合には、当金庫の指定する方法で確認した旨を当金庫に回答してください。

この回答が各取引で定める当金庫所定の確認時間内に行われ、かつ当該時間内に当金庫が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとみなし、当金庫は当金庫所定の方法で各取引の手続きを行います。
なお、特に定めのない限り、取引依頼の確定後に依頼内容の取消、変更はできないものとします。

- ② 前号の取引において、実施結果および取引依頼の確認内容に不明な点がある場合、またはその結果通知が受信できなかった場合は、直ちに当金庫にご照会ください。
この照会が行われず、または遅延したことによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

4. 資金移動取引

(1) 取引の内容

- ① ご契約先の指定した日（以下「指定日」といいます。）に、ご契約先の指定する代表口座もしくは、サービス利用口座（以下「支払指定口座」といいます。）からご契約先の指定する金額を引落しのうえ、ご契約先の指定する当金庫本支店あるいは当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）宛に振込または振替を行うことができます。日本国外の金融機関に開設された預金口座への振込はできません。
なお、振込の受付にあたっては、別にお知らせする振込手数料および消費税をいただきます。
- ② 支払指定口座と入金指定口座が当金庫の同一店舗内かつ同一名義の場合は、「振替」とし、それ以外の場合は、「振込」として取り扱います。
- ③ 依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容に従い、支払指定口座から振込金額または振替金額、別にお知らせする振込手数料の合計金額を引落しのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続きをします。
- ④ 支払指定口座からの資金の引落しは、普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなしに、当金庫所定の方法により取り扱います。
- ⑤ 以下の各号のいずれかに該当する場合、振込または振替はできません。
 - A 振込または振替時に、振込金額または振替金額、別にお知らせする振込手数料の合計金額が、支払指定口座より払い戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき
 - B 支払指定口座が解約済のとき
 - C ご契約先から支払指定口座についての支払停止の届出があり、それにもとづき当金庫が所定の手続きを行ったとき
 - D 差押、相殺等やむを得ない事情があり、当金庫が支払いを不適当と認めるとき
 - E 入金指定口座が解約済などの理由で入金できないとき（振替のみ）
 - F その他、振込および振替ができないと当金庫が認める事由があるとき
- ⑥ 振替において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。
なお、振込において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続きにより処理します。

(2) 指定日

振込・振替依頼の発信は、原則としてご契約先が指定された指定日に実施し、指定がない場合には、依頼の発信日（以下「依頼日」といいます）を指定日とします。

なお、依頼日が指定日となる場合、当金庫は取引の依頼内容の確定時点で即時に振込・振替を行います。入金指定口座が存在する金融機関によっては、当該金融機関所定の時限を過ぎている、または依頼日が金融機関窓口休業日にあたるなどの理由により、即時の振込・振替ができない場合があります。

(3) 振込および振替取引における依頼内容の訂正・組戻し

- ① 本規定の第5条第3項により、依頼内容が確定した後にその依頼内容を変更する場合（以下「訂正」といいます。）、またはその依頼内容を取りやめる場合（以下「組戻し」といいます。）には、当該取引の引落口座がある当金庫本支店の窓口において、訂正依頼書（依頼内容を訂正する場合）または組戻依頼書（依頼内容を取りやめる場合）に、当該取引の支払指定口座にかか

る届出の印鑑により記名押印して提出してください。この場合、本人確認書類の提示または保証人を求めることがあります。なお、本条第1項第2号の振込手数料は返却いたしません。また、訂正または組戻しについては、別にお知らせする組戻し手数料をいただきます。組戻し手数料の支払は、本条第1項第4号に従い、支払指定口座から自動的に引き落とすことができるものとします。

- ② 前項の場合、当金庫は、訂正依頼書または組戻依頼書の内容に従って、それぞれ訂正依頼電文または組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信しますが、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。
- ③ 組戻しされた振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当金庫所定の受取証に届出の印鑑により記名押印の上、提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認書類の提示または保証人を求めることがあります。
- ④ 当金庫が、訂正依頼書または組戻依頼書に押印された印影と、ご契約先届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他記載事項の誤り、相違等があっても、そのためにご契約先に生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- ⑤ 振込取引において、指定された振込先金融機関の振込口座へ入金できず、振込資金が返却された場合には、当金庫はご契約先にその旨お伝えしますので本項第1号の手続きを取って下さい。返却された振込資金は本項第3号により処理しますが、相当の期間内に回答がなかった場合または連絡がつかない等の場合には、組戻し依頼があったものとして、当金庫は振込資金を支払指定口座に入金処理することがあります。この場合、組戻し手数料の支払は、本条第1項第4号に従い、支払指定口座から自動的に引き落とすことができるものとします。

(4) ご利用限度額

- ① 当金庫は、「振替」、「振込」について「支払指定口座」毎に1回あたりのご利用可能限度額を設けます。また、総合振込および都度振込のご利用に際しては、振込指定日1日あたりのご利用累計限度額を設けます。なお、ご利用可能限度額およびご利用累計限度額はご契約先に通知することなく、変更することがあります。
- ② ご契約先は、前号にもとづき定められた1回あたりのご利用可能限度額を限度に、利用限度額を設定することができるものとします。
- ③ ご利用可能限度額およびご利用累計限度額を超えた取引依頼については、当金庫は受付義務を負いません。

5. 照会サービス

(1) 取引の内容

ご契約先は、代表口座またはサービス利用口座について、残高照会、入出金明細照会等の口座情報を照会することができます。なお、照会可能な明細は、当金庫所定の期間内にお取引のあった明細に限ります。

2) 照会後の取消、変更

ご契約先からの照会を受けて当金庫から回答した内容は、残高、入出金明細等を当金庫が証明するものではなく、回答後であっても当金庫が取消または訂正等を行うことができます。この場合、取消または訂正によりご契約先に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(3) 照会取引の時点

「照会取引」による口座情報は、第5条第3項による取引依頼内容が確定した時点のものが提供されます。ただし、提供される口座情報は、必ずしも最新の情報とは限りませんのでご注意ください。

6. データ伝送サービス

(1) サービスの定義

- ① データ伝送サービス（以下「データ伝送」といいます。）とは、当金庫に対し所定の申込手続きを完了したご契約先と当金庫とが、通信回線を通じて当金庫との取引に関するデータ（以下「伝送データ」といいます。）を授受するサービスをいいます。
- ② データ伝送が可能な伝送データの種別は、申込書により指定したデータ伝送区分の範囲とします。

(2) 取りまとめ店

総合振込、給与振込、賞与振込、口座振替にかかる取りまとめ店は、申込書によりご契約先が指定した資金引落口座を有する当金庫本支店とします。

(3) 取扱方法

- ① 給与振込、賞与振込をご利用の場合、事前に入金指定口座の確認を行ってください。また口座振替をご利用の場合、事前に引落先口座の確認を行ってください。
- ② 伝送データの授受にあたり、取扱時限、データの仕様等については、当金庫が定める方法により行ってください。
- ③ 総合振込、給与振込、賞与振込をご利用の場合、振込資金および別にお知らせする振込手数料（以下「振込資金等」といいます。）は、当金庫所定の日時までにご指定の口座に預入れしてください。振込資金等は、普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなしに、当金庫所定の方法により取り扱います。
- ④ 伝送データに誤りや瑕疵がある場合には、金庫所定の手続きにより取消または訂正依頼を行ってください。当金庫は直ちにデータの取消または訂正処理を行います。
- ⑤ 前号の定めにかかわらず、当金庫は、伝送データを正式データとして受領した以降は、原則として取消または訂正を行いません。

(4) ご利用限度額

- ① 当金庫は、総合振込、給与振込、賞与振込について伝送1回あたりのご利用可能限度額を設けます。なお、このご利用可能限度額はご契約先に通知することなく、変更することがあります。
- ② ご契約先は、前号のそれぞれのデータ伝送種類ごとについて、前号にもとづき定められた伝送1回あたりのご利用可能限度額を限度に、利用限度額を設定することができるものとします。
- ③ 利用限度額を超えた取引依頼については、当金庫は受付義務を負いません。

7. 税金・各種料金の払込サービス

(1) 取引の内容

- ① 税金・各種料金の払込サービス「Pay-easy（ペイジー）収納サービス」（以下「収納サービス」といいます。）とは、当金庫所定の収納機関（以下「収納機関」といいます。）に対する税金、各種料金（以下「各種料金等」といいます。）の照会および支払指定口座から指定の金額を引落し、収納機関に対する当該各種料金等の支払いとして、当該引落とし金を払い込むことができるサービスをいいます。
- ② 収納サービスの1回あたり、および1日あたりのご利用限度額は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、所定上限額をその裁量によりご契約先に通知することなく変更する場合があります。
- ③ 収納サービスは、本条に特別な定めがない限り、第6条（資金移動）における振込取引と同様の取扱いとします。
- ④ 一度依頼した払込みは取消できないものとします。
- ⑤ 当金庫は、ご契約先に対し、払込みにかかる領収書を発行いたしません。
- ⑥ 収納機関の請求内容および収納機関での収納手続きの結果等、収納等に関する照会については収納機関に直接お問合わせください。
- ⑦ 収納サービスの取扱時間は、原則として当金庫所定の時間内とします。なお、収納機関の取扱時間の変更などにより、当金庫所定の時間内であっても取扱いできない場合があります。

(2) 利用の停止・取消し等

- ① 収納機関が指定する項目の入力を当金庫所定の回数以上誤った場合は、収納サービスの利用を停止することがあります。収納サービスの利用を再開する場合には、当金庫に連絡のうえ、所定の手続きをとってください。
- ② 収納機関から収納依頼内容に関する確認ができない場合には、収納サービスを利用できません。
- ③ 収納機関からの連絡により、一度受け付けた払込みについて、取消しとなる場合があります。

8. 届出事項の変更等

本サービスに係る印章・通帳・キャッシュカード等を紛失した場合、または、ご契約先の印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、ご契約先は、直ちに当金庫所定の書面により代表口座保有店宛に届け出るものとします。

この届出前にご契約先に生じた損害については、第13条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

9. 取引の記録

本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、本サービスについての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。

10. 海外からのご利用

ご契約者が日本国外において、本契約にもとづく諸取引にかかる行為を行った場合でも、当金庫はそれらの行為はすべて日本国内で行われたものとみなします。またご契約者が当該取引により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

11. 不正な資金移動等

(1) 補償の要件

お客様ID、各種パスワード等、または電子証明書の盗取等により行われた不正な資金移動等については、次の各号のすべてに該当する場合、ご契約先は当金庫に対して当該資金移動等に係る損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額の補償を請求することができます。

- ① ご契約先が本サービスによる不正な資金移動等の被害に気づいてから、速やかに当金庫への通知が行われていること。
- ② 当金庫の調査に対し、ご契約先より十分な説明が行われていること。
- ③ ご契約先が警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力していること。

(2) 補償対象額

前項の請求がなされた場合、不正な資金移動等がご契約先の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることをご契約先が証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間とします。）前の日以降になされた不正な資金移動等にかかる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額（以下「対象補償額」といいます。）を補償するものとします。

ただし、当該資金移動等が行われたことについて、ご契約先に重大な過失、または過失があるなどの場合には、当金庫は補償対象額の全部または一部について補償いたしかねる場合があります。

(3) 適用の制限

前二項の定めは、第1項にかかる当金庫への通知が、お客様ID、各種パスワード、または電子証明書の盗取等（当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 補償の制限

第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償いたしません。

- ① 不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A ご契約先の配偶者、二等親内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合。
 - B 法人の場合、役員、従業員または使用人等（パート、アルバイト、派遣社員等を含みます）によって行われた場合、もしくはそれらの者が加担した盗用によって行われた場合。
 - C ご契約先が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。
 - D ご契約先に重大な過失があった場合。
 - E 当金庫が指定したセキュリティ対策を実施していない場合。
- ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動等が行われた場合

(5) 既に払戻し等を受けている場合の取扱い

当金庫が不正な資金移動等の原資となった預金についてお客様に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補償の請求には応じることができません。また、お客様が当該資金移動等を行った者から損害

賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当金庫が補償を行った場合の取扱い

当金庫が第2項の規定にもとづく補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、お客様の預金払戻請求権は消滅し、また、当金庫は、当該補償を行った金額の限度において、不正な資金移動等を行った者その他の第三者に対してお客様が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

12. 免責事項等

(1) 免責事項

次の各号の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによってご契約先に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。ただし、第13条に定める補てんの請求要件に該当する場合はこの限りでないものとします。

- ① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置その他やむを得ない事由があったとき
- ② 当金庫、当金庫の委託先または金融機関のシステムの運営体が相当の安全策を講じたにも拘わらず、通信機器、専用電話回線、公衆電話回線、インターネットもしくはコンピュータ等に障害、または回線の不通もしくは混雑等により、本サービスの利用が不能となったとき、または本サービスの取扱いが遅延したとき。
- ③ 当金庫以外の金融機関の責めに帰すべき事由があったとき。

(2) 通信経路における安全対策

ご契約先は、本サービスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスに関して当金庫が講じる安全対策等について了承の上、本サービスを利用していただくものとします。

(3) 端末の障害

本サービスに使用する端末および通信媒体が正常に稼働する環境については、ご契約先の責任において確保してください。当金庫は、本サービスに関して、端末が正常に稼働することについて保証するものではありません。万一、端末が正常に稼働しなかったことにより取引が成立せず、または意図せず成立した場合、それによりご契約先に生じた損害について当金庫は責任を負いません。

13. 利用停止等

不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合等、当金庫がご契約先に対する本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、ご契約先に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用停止等の措置を講じることができます。これにより生じた損害については当金庫は責任を負いません。

14. 解約等

(1) 都合解約

本契約は、当事者の一方の都合で、書面による通知によりいつでも解約することができます。なお、ご契約先からの解約の通知は、当金庫に所定の書面を提出し、当金庫所定の方法によるものとします。

(2) 代表口座の解約

代表口座が解約されたときは、本サービスは全て解約されたものとみなします。

(3) サービス利用口座の解約

サービス利用口座が解約された場合は、当該口座に対する本サービスの利用契約が解約されたものとみなします。

(4) サービスの強制解約

ご契約先が、以下の各号のいずれかに該当したときは、当金庫はいつでも、ご契約先に事前に通知することなく本サービスを解約することができます。

- ① 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合
- ② 当金庫に支払うべき所定の手数料の支払いが遅延した場合
- ③ 当金庫との取引約定に違反した場合、その他当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合
- ④ 住所変更等の届出を怠るなどにより、当金庫においてご契約先の所在が不明となった場合
- ⑤ 支払いの停止または破産、特別清算、会社更生もしくは民事再生の手続き開始の申し立てがあったとき

- ⑥ 事業の全部または一部を譲渡したとき、または会社分割、合併もしくは解散の決議があったとき
 - ⑦ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - ⑧ 各種暗証番号および電子証明書の不正使用があったとき、または本サービスを不正利用したとき
 - ⑨ 本サービスがマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に使用されているおそれがあると当金庫が判断したとき。
 - ⑩ 本サービスを継続する上で支障があると当金庫が判断したとき。
- (5) 解約後の処理
本契約が本条による解約により終了した場合、そのときまでに処理が完了していない取引の依頼については当金庫は処理をする義務を負いません。
本契約の解約日以降、ご契約先のお客様カード、利用者番号、各種暗証番号等はすべて無効となります。

15. 通知等の連絡先

当金庫は、ご契約先に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。

その場合、当金庫に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。

なお、当金庫がご契約先にあてて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、届出事項の変更を怠るなどご契約先の責めに帰すべき事由により、これらが延着し、または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

また、当金庫の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・電子メールの不通等による通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これによりご契約先に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

16. 規定等の準用

本利用規定に定めのない事項については、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる各種カード規定、振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書、総合振込に関する契約書、給与振込に関する契約書等により取り扱います。

17. 規定の変更等

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ掲載その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

18. 契約期間

本利用規定にもとづく契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、特にご契約先または当金庫から書面による申出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

19. 機密保持

ご契約先は、本サービスによって知り得た当金庫および第三者の機密を外部に漏洩しないものとします。

20. 準拠法・管轄

本利用規定および本サービスの準拠法は日本法とします。
本サービスに関する訴訟については、当金庫の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

21. 譲渡・質入・貸与の禁止

本サービスにもとづくご契約先の権利義務は、当金庫の承諾なしに第三者へ譲渡・質入・貸与等することができません。

22. サービスの終了

当金庫は、本サービスの全部または一部を停止することがあります。その場合は、事前に相当な期間をもって当金庫所定の方法により告知します。

この場合、契約期間内であっても本サービスの全部または一部が利用できなくなります。

ワンタイムパスワードサービス利用規定 (WEB-FBサービス版)

1. ワンタイムパスワードサービスについて

ワンタイムパスワードサービス（以下「本サービス」といいます。）とは、WEB-FBサービスの利用に際し、当金庫所定の方法により生成・表示された都度変化するパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます。）を用いることにより、ご契約者（以下「ご契約先」といいます。）の認証を行うサービスをいいます。

2. 利用資格

本サービスの利用者は、WEB-FBサービスを契約のご契約先の管理者および利用者に限るものとします。

3. 利用申込および利用開始

(1) ワンタイムパスワード生成・表示装置

本サービスを利用するためには、ワンタイムパスワードを生成・表示する機能・装置（以下「トークン」といいます。）が必要となります。トークンには「ハードウェアトークン」と「ソフトウェアトークン」の2つの方式があります。ご契約先は、管理者および利用者ごとにハードウェアとソフトウェアトークンのいずれかを選択することができますが、同一管理者および利用者での併用はできません。

① ハードウェアトークン

当金庫がご契約先に交付する機器を利用する方式で、ご契約先は所定の方法によりトークンにワンタイムパスワードを表示させ使用します。

② ソフトウェアトークン

当金庫が指定する生成アプリケーション（以下「アプリ」といいます。）を利用する方式で、ご契約先はアプリをスマートフォン（以下「端末」といいます。）にダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。

(2) 利用申込および利用開始

① ハードウェアトークン

ご契約先が当金庫に本サービスの利用開始の依頼を行う場合は、当金庫所定の方法により当金庫宛に申込みください。ご契約先からの申込後、当金庫から申込時にお届けのご契約先住所にトークンを送付いたします。ご契約先はWEB-FBサービスの管理者および利用者数を上限に、トークンの追加を当金庫所定の方法で申込むことができます。

トークン到着後、ご契約先の管理者が、当金庫所定の登録画面にトークン裏面に記載の「シリアル番号」および表示される「ワンタイムパスワード」を入力し、これらが当金庫の保有するシリアル番号およびワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫はご契約先からの利用開始の依頼とみなし、本サービスの利用が可能となります。

② ソフトウェアトークン

端末にアプリをダウンロードし、ご契約先の管理者が、当金庫所定の方法でアプリに表示される「シリアル番号」および「ワンタイムパスワード」を入力し、これらが当金庫の保有するシリアル番号およびワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫はご契約先からの利用開始の依頼とみなし、本サービスの利用が可能となります。

(3) 契約の成立

本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます）は、前項の定めによる当金庫所定のお客様の手続きにもとづき、当金庫が当該手続きを適当と判断して承諾した場合に成立し、ご契約先において本サービスの利用が可能となります。

4. 本サービスの利用

本サービスの利用開始後は、WEB-FBサービスの利用に際し、当金庫は当金庫所定の取引においてワンタイムパスワードによる認証を行います。その場合には、ご契約先はワンタイムパスワードを当金庫所定の方法により正確に伝達するものとします。当金庫が確認し、

ワンタイムパスワードが、当金庫が保有しているワンタイムパスワードと一致した場合には、当金庫はご契約先からの取引の依頼とみなします。

5. トークンの利用期限

- (1) ハードウェアトークンのワンタイムパスワードの利用期限は、ハードウェアトークンの電池切れ等によりワンタイムパスワードが表示されなくなるまでとします。ワンタイムパスワードが表示されなくなった場合は、ハードウェアトークン再発行の申込みを行ってください。電池切れ等によりハードウェアトークンが使用できなくなった場合、そのために生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。利用できなくなったハードウェアトークンは当金庫所定の手続きにより当金庫に返却、またはご契約先の責任において破壊のうえ破棄してください。
- (2) 新しいハードウェアトークンが交付された場合には、ご契約先は、第3条の利用開始手続きを行うものとします。
- (3) ソフトウェアトークンのワンタイムパスワードの利用期限はありません。
- (4) 前項に関わらず、ソフトウェアトークンのアプリをインストールした端末につき、譲渡、廃棄等の事由によりご契約先が使用しなくなった場合、ソフトウェアトークンは使用できなくなるものとします。この場合、ご契約先は責任をもって端末からアプリを完全に消去するものとし、あらためてソフトウェアトークンが必要となったときには、新たに第3条の利用開始手続きを行うものとします。

6. トークンの紛失および盗難

- (1) ご契約先は、トークンを失ったとき、トークンが偽造・変造・盗難・紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき（ソフトウェアトークンをインストールした端末の盗難・紛失等を含むものとします）、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当金庫所定の方法によって当金庫に届け出るものとします。この届出を受けたときは、当金庫は直ちに本サービスの利用停止等の措置を講じます。
- (2) 前項の場合、ご契約先は、再発行の依頼を当金庫所定の方法により行うことができます。当金庫がハードウェアトークンの再発行の依頼を受け付けた場合、当金庫は、トークンを再発行のうえ、ご契約先の届出住所宛に送付します。ソフトウェアトークンの場合、ご契約先にあらたにアプリをダウンロードしていただくことでトークンを再発行いたします。
- (3) 前項によりトークンの再発行を行った場合には、ご契約先は第3条の利用開始手続きを行うものとします。

7. 利用料

- (1) 本サービスの利用にあたっては、別にお知らせするワンタイムパスワードサービス利用料(消費税を含みます。以下「本サービス利用料」といいます。)をいただきます。この場合、当金庫は本サービス利用料を申込代表口座から、当金庫所定の日自動的に引き落としとします。
- (2) 本サービス利用料は、ご契約先の利用開始手続きの実施完了をもって、当金庫所定の月から発生するものとします。また、当金庫が一旦引き落としした本サービス利用料については、本サービスの解約その他事由のいかんを問わず、返却しないものとします。
- (3) 当金庫は本サービス利用料変更する場合があります。変更する場合には、その旨を事前に通知または公表するものとします。

8. 免責事項等

- (1) ハードウェアトークンを第3条により発行または第6条により再発行のうえご契約先に送付する際に、送付上の事故等当金庫の責めによらない事由により、第三者(当金庫職員を除く)が当該ハードウェアトークンを手したとしても、そのために生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。
- (2) ワンタイムパスワードおよびトークンは、ご契約先自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。ワンタイムパスワードおよびトークンの管理について、ご契約先の責めに帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合を除き、ご契約先に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。
- (3) ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合、ご契約先は、当金庫宛に直ちにワンタイムパスワードの利用中止およびトークンの再発

行の依頼をするものとします。ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、当金庫に責めがある場合を除き、ご契約先に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。

- (4) 当金庫が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当金庫所定の回数以上連続して伝達された場合は、当金庫は当該ワンタイムパスワードの利用を停止します。当該ワンタイムパスワードの利用を再開するには、管理者が当金庫の所定の手続きをとるものとします。
- (5) ご契約先の届出住所が不正確であるため、または、ご契約先が届出住所の変更の届出を怠ったために、送付したハードウェアトークンが当金庫に返戻された場合は、本サービスは使用できなくなります。また、ハードウェアトークンが留置期間経過等の理由で当金庫に返戻された場合は、ご契約先は当金庫に再度、送付を依頼するものとします。
- (6) ハードウェアトークンの故障、電池切れ、またはソフトウェアトークンの不具合等の事由でお取引の取扱が遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当金庫は一切の責任を負いません。

9. 本サービスの解約等

- (1) 本サービスの契約は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができるものとします。この場合、解約の効力は、本サービスに関してのみ、生じるものとします。なお、ご契約先からの解約の通知は当金庫所定の方法によるものとします。
- (2) ご契約先が当金庫に支払うべき本サービス利用料を支払わなかった場合、ご契約先が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、ご契約先に事前に通知することなく本サービスの利用を停止することができるものとします。なお、当該事由が消滅した場合は、当金庫は、本サービスの利用停止を解除できます。
- (3) 前項にかかわらずご契約先が相当期間、本サービス利用料を支払わない状態が続いた場合、当金庫は本サービスの契約を解約することができます。この場合、解約の効力は、本サービスに関してのみ生じるものとします。
- (4) ご契約先が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がサービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫は、本サービスの利用を停止することができるものとします。
- (5) 前四項の解約、利用停止時点で当金庫が既に取引の依頼を受け付けている場合、当金庫は本利用規定および関係法令に従い、当該取引については、手続を行うものとします。

10. 譲渡・質入の禁止

ご契約先は、ハードウェアトークンにつき他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定してはならず、また、ハードウェアトークンを他人に貸与、占有または使用させることはできません。ご契約先はソフトウェアトークンのアプリを当初インストールした端末でのみ使用するものとし、他人に譲渡、再使用許諾、その他の権利を設定してはならず、また使用させることはできません。ソフトウェアトークンのアプリは、アプリの製作者および販売元が定める使用条件を遵守のうえ使用するものとします。

1.1. 規定等の適用

本契約に定めのない事項については、WEB-FBサービス利用規定、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取り扱います。

1.2. 規定の変更等

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ掲載その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上
(2020年4月1日現在)

ホームバンキングサービス取扱規定

1. ホームバンキングサービス

- (1) ホームバンキングサービス（以下「本サービス」といいます。）は、契約者ご本人（以下「依頼人」といいます。）の占有・管理するSPCソフトまたはVALUX対応ソフトをインストールしたパーソナルコンピュータ等（以下「端末」といいます。）による依頼にもつぎ、次の取引・照会を行う場合に利用できるものとします。
 - ① あらかじめ指定された依頼人名義の預金口座（当座貸越口座を含みます。以下「支払指定口座」といいます。）よりご指定金額を引落しのうえ、あらかじめ依頼人が指定した当金庫本支店あるいは当金庫以外の金融機関の本支店の預金口座（当座貸越口座を含みます。以下「入金指定口座」といいます。）へ資金移動する場合。
 - ② 本サービスのご利用口座として届出の依頼人名義預金口座等につき所定の照会を行う場合。
- (2) 端末による依頼は、依頼人があらかじめ当金庫に届け出た電話番号または、VALUXにより付与された接続IDを用いたインターネット回線に接続した端末を使用して送信してください。
- (3) 入金指定口座への資金移動は、次の方法で取扱います。

支払指定口座と入金指定口座が同一店内かつ同一名義の場合は、「振替」とし、入金指定口座が支払指定口座と異なる当金庫本支店にある場合、または当金庫以外の金融機関の本支店にある場合、もしくは支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は、「振込」として取扱います。
- (4) 本サービスの利用に関する依頼人と当金庫との間の契約は、当金庫所定の方法による依頼人の申込みにもつぎ、当金庫が当該申込を適当と判断した場合に成立するものとします。依頼人においては、契約成立後に本サービスの利用が可能となります。

2. 資金移動の受付等

- (1) 本サービスにより資金移動を依頼する場合は、当金庫の定めた番号（登録方式）あてに送信を行い、同様に都度方式での送信も当金庫の定める方法および操作手順にもつぎ、所定の内容を端末により操作してください。
- (2) 当金庫で受信した暗証番号および端末の電話番号または接続IDが、届出の暗証番号および端末の電話番号または接続IDと一致した場合には、当金庫は送信者を依頼人とみなします。
- (3) ご依頼の内容については、当金庫が振込、振替内容確認画面の確認コードを受信した時点で確定するものとします。
- (4) ご依頼の内容が確定した場合、当金庫は指定の内容にしたがい、支払指定口座から振込金額と第4条第2項の振込手数料金額との合計額または振替金額を引落しのうえ、当金庫所定の方法で資金移動の手続きをいたします。
- (5) 支払指定口座からの資金引落しは、普通預金規定（定期性総合口座取引規定を含みます。）当座勘定規定、当座貸越契約書または当座貸越約定書にかかわらず、通帳、カードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。
- (6) この取扱いによる1回あたりの資金移動金額の限度は、当金庫が定める金額の範囲内において依頼人があらかじめ当金庫に対して届出した金額の範囲内とします。また、本サービスの利用時間は当金庫が別に定めた時間内とします。
- (7) 以下の各号に該当する場合、資金移動はできません。
 - ① 資金移動処理時に、振込金額と第4条第2項の振込手数料金額との合計額または振替金額が支払指定口座より払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を超えるとき。
 - ② 支払指定口座が解約済のとき
 - ③ 依頼人から支払指定口座への支払停止の届出があり、それにもつぎ当金庫が所定の手続きを行なったとき。
 - ④ 差押等やむを得ない事情があり、当金庫が支払いを不相当と認めたとき。
 - ⑤ 入金指定口座が解約済みなどの理由で入金できないとき。
- (8) 振替取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により、当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。

また、振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続きにより処理します。

3. 照会の受付等

- (1) 本サービスにより照会をする場合には、前条第1項に準じ送信操作をしてください。
- (2) 当金庫で受信した暗証番号が届出の暗証番号と一致した場合には、当金庫は依頼人とみなし、応答いたします。
- (3) すでに応答した内容について、訂正依頼、その他相当の事由がある場合には、依頼人に通知することなく、変更または取消する場合があります。

4. 手数料等

- (1) 本サービス利用期間中は毎月別にお知らせする基本手数料を支払ってください。
- (2) 本サービスにより資金移動する場合は、別にお知らせする振込手数料を支払ってください。
- (3) 第2条第8項により「組戻し」の取扱いをした場合は、別にお知らせする組戻手数料を支払ってください。
- (4) 基本手数料は、当金庫所定の振替日に、普通預金規定（定期性総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定または当座貸越契約書にかかわらず、通帳、カードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とし、指定預金口座から自動的に引落します。

5. 取引内容の確認

- (1) この取扱いによる取引後は、すみやかに普通預金通帳等への記入または当座勘定照合表、カードローンご利用明細表等により取引内容を照合してください。なお、毎月資金移動取引明細表をお送りいたしますので、お取引口座の内容をご確認ください。万一、取引内容、残高に相違がある場合は、直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。
- (2) 取引内容、残高に相違がある場合において、依頼人と当金庫の間で疑義が生じたときは当金庫の機械記録の内容をもって処理させていただきます。

6. 免責事項

- (1) 当金庫の責によらない通信機器、回線およびコンピューター等の障害ならびに電話の不通により、取扱いが遅延したり不能になった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、当金庫が振込・振替内容確認画面の確認コードを受信する前に回線等の障害により取扱いが中断したと判断される場合、障害回復後に取扱い内容をお取引店にご確認ください。
- (2) この取扱いによる資金移動の受付の際、当金庫で受信した支払指定口座の店番号、科目コード・口座番号、暗証番号および端末の電話番号または接続IDと届出の支払指定口座の店番号、科目コード・口座番号、暗証番号および端末の電話番号または接続IDとの一致を確認して取扱いしましたうへは、暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

7. 守秘義務

当金庫が提供するソフトウェアの設定内容を当金庫の許可なく第三者に開示または漏洩することはできません。

8. 届出事項の変更等

暗証番号、指定口座等届出内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

9. 解約

この取扱いは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は当金庫所定の書面によるものとします。また、1年以上にわたり、この取扱いによる資金移動が発生しない場合、当金庫はあらかじめ書面で通知のうえその取扱いを中止することがありますので、ご了承ください。

10. お届印

- (1) 本サービスにかかる届出事項の変更、解約時には、あらかじめお届けのお申込印およびご利用口座にあらかじめお届けの印章を使用してください。
- (2) 当金庫は諸届その他の書類に使用された印影をお届けの印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてとりあつかいましたうへは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

1 1. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、普通預金規定（定期性総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定および当座勘定貸越約定書、当座貸越契約書、当座貸越約定書により取扱います。

1 2. 契約期間

この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、依頼人または当金庫から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、継続後も同様です。

1 3. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ掲載その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)

ファームバンキングサービス取扱規定

1. ファームバンキングサービス

- (1) ファームバンキングサービス（以下「本サービス」といいます。）は、契約者ご本人（以下、「依頼人」といいます。）の占有・管理するSPCソフトをインストールしたパーソナルコンピュータ等（以下「端末」といいます。）による依頼にもとづき、次の取引・照会を行う場合に利用できるものとします。
 - ① あらかじめ指定された依頼人名義の預金口座（当座貸越口座を含みます。以下、「支払指定口座」といいます。）より、ご指定金額を引落しのうえ、あらかじめ依頼人が指定した当金庫本店あるいは当金庫以外の金融機関の本支店の預金口座（当座貸越口座を含みます。以下、「入金指定口座」といいます。）へ資金移動する場合。
 - ② 本サービスのご利用口座として届出の依頼人名義預金口座等につき所定の照会を行う場合。
 - ③ 総合振込明細、給与振込明細、賞与振込明細、口座振替依頼明細、口座振替結果明細等のデータ伝送を行う場合。
- (2) 端末による依頼は、依頼人が占有・管理する端末を使用して送信してください。
- (3) 入金指定口座への資金移動は、次の方法で取扱います。支払指定口座と入金指定口座が同一店内かつ同一名義の場合は、「振替」とし、入金指定口座支払指定口座と異なる当金庫本店にある場合、または当金庫以外の金融機関の本支店にある場合、もしくは支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は、「振込」として取扱います。
- (4) 本サービスの利用に関する依頼人と当金庫との間の契約は、当金庫所定の方法による依頼人の申込みにもとづき、当金庫が当該申込を適当と判断した場合に成立するものとします。依頼人においては、契約成立後に本サービスの利用が可能となります。

2. 資金移動の受付等

- (1) 本サービスにより資金移動を依頼する場合は、当金庫の定めた番号（登録方式）あてに送信を行い、同様に都度方式での送信も当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を端末により操作してください。
- (2) 当金庫で受信した暗証番号および端末の電話番号が、届出の暗証番号および端末の電話番号と一致した場合には、当金庫は送信者を依頼人とみなします。
- (3) ご依頼の内容については、当金庫が振込、振替内容確認画面の最終確認コードを受信した時点で確定するものとします。
- (4) ご依頼の内容が確定した場合、当金庫は指定の内容にしたがい、支払指定口座から振込金額と第5条第2項の振込手数料金額との合計額または振替金額を引落としのうえ、当金庫所定の方法で資金移動の手続きをいたします。
- (5) 支払指定口座からの資金引落しは、普通預金規定（定期性総合口座取引規定を含みます。）当座勘定規定、当座貸越契約書または当座貸越約定書にかかわらず、通帳、カードおよび振戻請求書、または当座小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。

- (6) この取扱による1回あたりの資金移動金額の限度は、当金庫が定める金額の範囲内において依頼人があらかじめ当金庫に対して届出した金額の範囲内とします。
- (7) 以下の各号に該当する場合、資金移動はできません。
 - ① 資金移動処理時に、振込金額と第5条第2項の振込手数料金額との合計額または振替金額が支払指定口座より払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。
 - ② 支払指定口座が解約済のとき。
 - ③ 依頼人から支払指定口座への支払停止の届出があり、それにもとづき当金庫が所定の手続を行なったとき。
 - ④ 差押等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不適当と認めたとき。
 - ⑤ 入金指定口座が解約済などの理由で入金できないとき。
- (8) 振替取引において入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により当該取引の指定口座へ戻し入れます。また、振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続により処理します。

3. 照会の受付等

- (1) 本サービスにより照会する場合は、前条第1項に準じ送信操作をしてください。
- (2) 当金庫で受信した暗証番号が届出の暗証番号と一致した場合には、当金庫は送信者を依頼人とみなし、応答いたします。
- (3) すでに応答した内容について、訂正依頼、その他相当の事由がある場合には、依頼人に通知することなく、変更または取消する場合があります。

4. データ伝送の受付等

- (1) 本サービスによりデータ伝送をする場合は、当金庫との間で別に締結する「給与振込に関する協定書」、「預金口座振替に関する契約書（FB取扱方式）」または「預金口座振替に関する契約書（データ伝送取扱方式）」の定めにしたがうものとします。
- (2) 当金庫が受信したセンター確認コード・暗証番号（パスワード）およびサービス別暗証番号（ファイルアクセスキー）が、届出のセンター確認コード・暗証番号（パスワード）およびサービス別暗証番号（ファイルアクセスキー）と一致した場合は、当金庫は送信者を正当な依頼人とみなして応答およびデータの受付を行います。

5. 手数料等

- (1) 本サービス利用期間中は、毎月別にお知らせする基本手数料を支払ってください。
- (2) 本サービスによりデータ伝送での振込、資金移動を行う場合には、別にお知らせする振込手数料を支払ってください。
- (3) 第2条第8項により「組戻し」の取扱いをした場合は、別にお知らせする組戻手数料を支払ってください。
- (4) 基本手数料は、当金庫所定の振替日に、普通預金規定（定期性総合口座規定を含みます。）、当座勘定規定または当座貸越契約書にかかわらず、通帳、カードおよび振戻請求書または当座小切手の提出は不要とし、指定預金口座から自動的に引落します。

6. サービス利用時間

端末を利用した資金移動サービス・照会サービスおよびデータ伝送サービスの利用時間は、当金庫が別に定めた時間内とします。

7. 取引内容の確認

- (1) この取扱による取引後は、すみやかに普通預金通帳等への記入または当座勘定照合表、カードローンご利用明細書等により取引内容を照合してください。なお、毎月資金移動取引明細表をお送りいたしますので、お取引口座の内容をご確認ください。万一、取引内容、残高に相違がある場合は、直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。
- (2) 取引内容、残高に相違がある場合において、依頼人と当金庫の間で疑義が生じたときは当金庫の機械記録の内容をもって処理させていただきます。

8. 免責事項

- (1) 当金庫の責によらない通信機器、回線およびコンピューター等の障害ならびに電話の不通により、取扱いが遅延したり不能になった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、当金庫が振込、振替内容確認画面の最終確認コー

- ドを受信する前に回線等の障害により取扱いが中断したと判断される場合、障害回復後に取扱い内容をお取引店にご確認ください。
- (2) この取扱いによる資金移動依頼の受付の際、当金庫で受信した支払指定口座の店番号、科目コード・口座番号および暗証番号と届出の支払指定口座の店番号・科目コード・口座番号および暗証番号との一致を確認して取扱いましたうへは、暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
- (3) この取扱いによるデータ伝送の受付の際、当金庫で受信したセンター確認コード・暗証番号（パスワード）およびサービス別暗証番号（ファイルアクセスキー）が届出のセンター確認コード・暗証番号（パスワード）およびサービス別暗証番号（ファイルアクセスキー）と一致を確認して取扱いましたうへは、暗証番号（パスワード）等につき当金庫の責によらない不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

9. 守秘事項

当金庫が提供するソフトウェアの設定内容を、当金庫の許可なく第三者に開示または漏洩する事はできません。

10. 届出事項の変更等

暗証番号、指定口座等届出内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

11. 解約

この取扱いは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は当金庫所定の書面によるものとします。また、1年以上にわたり、この取扱いによる資金移動およびデータ伝送が発生しない場合、当金庫はあらかじめ書面での通知のうへ取扱いを中止することがありますので、ご了承ください。

12. お届け

- (1) 本サービスにかかる届出事項の変更、解約には、あらかじめお届けのお申込印およびご利用口座にあらかじめお届けの印章を使用してください。
- (2) 当金庫は諸届その他の書類に使用された印影をお届けの印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき、偽造、変造その他事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

13. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、普通預金規定（定期性総合口座取引規定を含みます。）当座勘定規定、および当座勘定貸越約定書、当座貸越契約書、当座貸越約定書により取扱います。

14. 契約期間

この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、依頼人または当金庫から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

15. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ掲載その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)

でんさいサービス利用規定

北伊勢上野信用金庫（以下「当金庫」といいます）は、株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下「でんさいネット」といいます）の窓口金融機関として、利用者（以下「お客様」といいます）に提供するでんさいサービス（以下「本サービス」といいます）について、次のとおり取扱いを行います。

なお、本規定における用語の定義は、電子記録債権法、でんさいネット業務規程およびでんさいネット業務規程細則（以下「業務規程等」と総称します）において、使用する用語の例によります。

1. 利用の申込み

- (1) 本サービスを利用するには、本規定ならびに業務規程等の内容をご承諾のうへ、当金庫所定の利用申込書に必要事項を記入して、当金庫が定める必要書類とともに当金庫に提出するものとします。本サービスは、当金庫がこの利用申込みを承諾することにより契約が成立するものとします。
- (2) お申込みには、債務者として利用が可能な（この場合、債権者、電子記録保証人としても利用が可能）お申込みのほか、次の利用を限定した特約でお申込みをすることができます。
- ① 債権者利用限定特約
利用申込者またはお客様は、自らを債務者とする発生記録および電子記録保証人とする単独保証記録を請求しない場合には、債権者利用限定特約でお申込みをすることができます。
 - ② 保証利用限定特約
利用申込者またはお客様は、自らを電子記録保証人とする保証記録、支払等記録および変更記録（保証人等にあっては支払等記録および変更記録）以外の電子記録を請求しない場合には、保証利用限定特約でお申込みをすることができます。

2. 利用資格

利用申込者またはお客様は、業務規程等に定める利用契約の締結要件の他、当金庫が掲げる

次の要件の全部を満たす者で、かつ当金庫の審査を経た上で、本サービスの利用契約ができるものとします。

なお、特約の有無により必要な審査が異なるほか、審査の結果によっては、お申込みに応じられない場合があります。

- (1) 債務者（債権者、電子記録保証人としても利用が可能）として利用される場合
- ① 当金庫の会員または会員たる資格を有すること
 - ② 手形交換所の取引停止処分を受けていないこと
- (2) 債権者利用限定特約により利用される場合
- ① 当金庫の会員または会員たる資格を有すること
 - ② 手形交換所の取引停止処分を受けていないこと

3. サービス内容

- (1) 当金庫は、お客様がでんさいネットを利用するにあたり、次のサービスを提供いたします。
- ① 電子記録の請求に関するサービス
 - ② 電子記録の開示に関するサービス
 - ③ でんさいの決済に関するサービス
 - ④ 前三号に付随するサービス
- (2) お客様は、業務規程等および本規定等に従って本サービスを利用するものとします。

4. 電子記録の請求方法

お客様は次のいずれかの方法で、電子記録の請求を行うことができます。ただし、当金庫が定めた場合には、第2項の方法により電子記録の請求をするものとします。

- (1) 端末を用いた方法
- (2) 当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただく方法

5. 予約請求

- (1) お客様は、電子記録の請求において、電子記録を行う日を指定することができます。
- (2) 前条第2項の方法により、電子記録を行う日を指定した請求について取消を行う場合、電子記録を行う日の2営業日前までに、当該請求を取り消す旨お申し出ください。

6. 一括請求機能

- (1) お客様は、発生記録請求、譲渡記録請求、分割譲渡記録請求について、それぞれ複数の記録請求を一括して行うことができます。
- (2) 前項の取扱いは端末を用いた方法でのみ利用できます。

7. 債権者請求方式の発生記録請求

- (1) お客様は、当金庫が認めた場合には、債権者として発生記録の請求をすることができます。

- (2) 前項の規定による請求は、当該発生記録請求の債務者の窓口金融機関が債務者に対してこの取扱いを認めていない場合には、行うことができません。

8. 指定許可機能

- (1) お客様は、当金庫が認めた場合には、お客様自らを電子記録義務者または電子記録権利者とする電子記録の請求をできる権限を付与する相手方を予め指定しておくことができます。
- (2) 前項の規定によって指定することができる記録請求は、発生記録請求、譲渡記録請求、単独保証記録請求に限ります。

9. 請求の制限

- (1) お客様は、当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより、お客様自身が請求することができる電子記録の範囲を制限することができます。
- (2) 前項の制限を解除する場合には、当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより、当該制限を解除することができます。ただし、当該解除は、当金庫が認めた場合に限るものとします。

10. 電子記録の通知

- (1) 当金庫では、電子記録の通知について、次のとおり取扱います。
- ① 当金庫は、電子記録された内容を、お客様に端末を用いた方法で通知します。
 - ② 前号の方法により通知できないものについては、別途、当金庫所定の方法により通知します。
- (2) 保証利用限定特約により利用される場合には、前項第2号による方法のみといたします。

11. 電子記録の諾否

債権者請求方式の諾否依頼通知、単独保証記録の諾否依頼通知、変更記録の諾否依頼通知、支払等記録の諾否依頼通知に対して、第4条第2項の方法により承諾または否認を行う場合には、でんさいネット業務規程に定める期限の2営業日前までにお申し出ください。

12. 開示の請求

- (1) お客様は、次のいずれかの方法で、債権記録に記録されている事項および記録請求の際に提供された情報の開示を請求することができます。
- ただし、当金庫が定めた場合には、第2号の方法により開示の請求をするものとします。
- ① 端末を用いた方法
 - ② 当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただく方法
- (2) 開示の請求結果の通知については、第10条と同様に取扱います。

13. 端末を用いた方法の本人確認等

お客様が端末を用いた方法により、本サービスをご利用いただく際には、次のとおり取扱いを行います。

(1) 利用責任者

- ① お客様は、端末を用いた方法において、お客様を代表する管理者（以下「マスターユーザ」といいます）を当金庫所定の手続きにより登録するものとします。
- ② マスターユーザは、マスターユーザが定めた一定の範囲内で、本サービスの利用に関するマスターユーザの権限を代行する利用者（以下「一般ユーザ」といいます）を当金庫所定の手続きにより登録するものとします。
- ③ お客様は、マスターユーザの変更またはマスターユーザの登録内容に変更があった場合、当金庫所定の手続きにより変更登録するものとします。当金庫は、お客様での変更登録処理が完了するまでの間、マスターユーザの変更またはマスターユーザの登録内容に変更がないものとして処理することができるものとし、万一これによってお客様に損害が生じた場合でも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- ④ マスターユーザは、一般ユーザの追加登録・削除または一般ユーザの登録内容に変更があった場合、当金庫所定の手続きにより登録するものとします。当金庫は、お客様での変更登録処理が完了するまでの間、一般ユーザの追加登録・削除または一般ユーザの登録内容に変更がないものとして処理することができるものとし、万一これによってお客様に損害が生じた場合でも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

(2) 使用できる端末

本サービスの利用に際して使用できる端末は、当金庫所定の機能を有するものに限ります。加えて、本人確認につき、電子証明書を利用する場合には、当金庫所定の方法により、かかる端末に当金庫が発行する電子証明書と秘密鍵を取得・生成し、インストールしていただく必要があります。

なお、端末の種類により本サービスの対象となる取引は異なる場合があります。

(3) 本人確認の手段

当金庫は、次のいずれかの方法により、お客様の確認を行うものとします。

- ① 電子証明書および各種パスワードによりお客様の確認を行う方式（以下「電子証明書方式」といいます）
- ② IDおよび各種パスワードによりお客様の確認を行う方式（以下「ID・パスワード方式」といいます）

(4) 電子証明書の発行

電子証明書は、当金庫所定の方法により、お客様のマスターユーザおよび一般ユーザに対して（一般ユーザに対してはマスターユーザを通して）発行します。

(5) マスターユーザのパスワード等の登録

- ① マスターユーザのログインID、初回ログインパスワードは、お客様自身が決定し、申込書により当金庫に届け出てください。
- ② マスターユーザは、本サービスの利用開始前に、端末によりログインパスワードおよび承認パスワード等を当金庫所定の方法により登録します。
- ③ 電子証明書方式を利用する場合には、前二号に加えて、本サービスの利用開始前に、当金庫所定の方法により電子証明書を端末にインストールしてください。

(6) 一般ユーザのパスワード等の登録

- ① マスターユーザは、端末により一般ユーザのログインID、ログインパスワード、承認パスワード等を当金庫所定の方法により登録します。
- ② 電子証明書方式を利用する場合には、前号に加えて、本サービスの利用開始前に、当金庫所定の方法により電子証明書を端末にインストールしてください。

(7) 本人確認手続き

- ① 本サービスにおけるマスターユーザの本人確認方法および依頼内容の確認方法は、次に定めるとおりとします。
 - A 電子証明書方式においては、マスターユーザが端末にて提示または入力した電子証明書、ログインパスワード、承認パスワードと当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。
 - B ID・パスワード方式においては、マスターユーザが端末に入力したログインID、ログインパスワード、承認パスワードと当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。
- ② 第6項によりすでにログインID、ログインパスワード、承認パスワード等の登録（電子証明書方式の場合は端末への電子証明書のインストールを含む）が完了した一般ユーザの取引時における本人確認方法および依頼内容の確認方法は、次に定めるとおりとします。
 - A 電子証明書方式においては、一般ユーザ自身が端末にて提示または入力した電子証明書、ログインパスワードおよび承認パスワードと当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。
 - B ID・パスワード方式においては、一般ユーザ自身が端末にて提示または入力したログインID、ログインパスワード、承認パスワードと当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。
- ③ 当金庫は、前二号にもとづき本人確認および依頼内容の確認を行うことにより、次の事項を確認できたものとして取扱います。
 - A お客様の有効な意思による申込であること。
 - B 当金庫が受信した依頼内容が真正なものであること。
- ④ 当金庫が本項に定める本人確認および依頼内容の確認をして取引を実施した場合、ログインID、ログインパスワード、承認パスワードまたは電子証明書につき不正使用、誤使用その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取扱い、またそのために生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

(8) 電子証明書の有効期間および更新

- ① 電子証明書は、当金庫所定の期間（以下「有効期間」といいます）に限り有効です。マスターユーザおよび一般ユーザは、有効期間が満了する前に当金庫所定の方法により電子証明書の更新を行ってください。
- ② 前号による電子証明書の更新が行われなかった場合、電子証明書は有効期間の満了日をもって失効するものとし、お客様は、以後本サービスを利用することができません。
- ③ 本サービスが解約、利用停止その他の事由により終了した場合は、発行済みの電子証明書は、残存期間があっても、当該終了日をもって失効します。
- (9) 電子証明書の取扱い
- ① 電子証明書は、マスターユーザおよび一般ユーザ本人が保管するものとし、また、第三者への譲渡・貸与はできません。
- ② 電子証明書の内容に変更が生じた場合、当金庫所定の変更手続きを行ってください。
- ③ 端末の譲渡・廃棄等により電子証明書の管理ができなくなる場合には、必ず電子証明書の削除を行ってください。
- ④ 端末の譲渡・廃棄等により新しい端末を使用する場合は、当金庫所定の方法により電子証明書を再度インストールしてください。
- ⑤ マスターユーザおよび一般ユーザ本人に次に定める事由のいずれかが生じた場合は、取引の安全性を確保するため、速やかに当金庫所定の書面により当金庫に届け出てください。
- A 電子証明書をインストールした端末の譲渡・廃棄等を行った際に「電子証明書」の削除を行わなかった場合。
- B 電子証明書をインストールした端末が紛失・盗難等に遭った場合。
- C 電子証明書に偽造、変造、流出、盗用等が生じ、またはそれらのおそれがあると判断した場合。
- この届出に対し、当金庫は所定の手続きを行い、必要に応じて本サービスの利用停止等の措置を講じます。当金庫は、この届出にもとづく所定の手続きの完了前に生じた電子証明書の第三者による不正使用等による損害については責任を負いません。
- (10) ID・各種パスワードの管理
- ① ID・各種パスワードは、お客様の責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。また、各種パスワードは、生年月日、電話番号、連続番号など他人に知られやすい番号を登録することを避けるとともに、定期的に変更手続きを行ってください。
- ② ID・各種パスワードにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合は、当金庫宛に直ちに連絡をしてください。
- ③ 本サービスの利用にあたり、各種パスワードの誤入力当金庫所定の回数連続して行われた場合、その時点で当金庫は本サービスを停止しますので、本サービスの再開を求める際は、お客様は当金庫に連絡のうえ、所定の手続きをとってください。
- (11) 取引依頼の確定
- ① 当金庫が本サービスによる取引の依頼を受け付けた場合、お客様の端末に依頼内容を表示し、お客様は、その内容が正しい場合には、当金庫の指定する方法で確認した旨を当金庫に通知するものとし、この依頼内容の確認および通知が各取引で定める当金庫所定の時間内に行われ、かつ当該時間内に当金庫が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものと、当金庫は当金庫所定の方法で各取引の手続きを行います。
- ② 前号の取引において、実施結果および取引依頼の確認内容に不明な点がある場合、またはその通知が受信できなかった場合は、当金庫まで速やかにご照会ください。この照会がなかったことよって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

14. 利用日・利用時間

- (1) 第3条に定めるサービスの利用日および利用時間は、当金庫所定の利用日および利用時間とします。
- (2) 当金庫所定の利用日および利用時間については、お客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

15. 決済口座

- (1) お客様は、本サービスで利用する当金庫本支店に開設している口座を決済口座として、申込書により当金庫に届け出てください。
- (2) 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座を登録します。ただし、決済口座として指定可能な預金の種類は普通預金口座または当座預金口座とし、債務者として利用する場合には、当

- 金庫が特に認めない限り、当座預金口座に限定させていただきます。
- (3) 届出可能な決済口座の口座数は、当金庫所定の口座数以内とします。
- (4) 届出可能な決済口座は、お客様名義の口座のみとします。
- (5) 決済口座の追加・変更および削除については、当金庫所定の書面により当金庫の取引店に届け出てください。

16. 利用手数料

- (1) 本サービスの利用にあたっては、別にお知らせする手数料（以下「利用手数料」といいます）をいただきます。なお、利用手数料には消費税等相当額を含みます。
- (2) 当金庫は、利用手数料を普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、予め指定された決済口座から（複数ある場合には代表口座から）、当金庫所定の日に自動的に引落します。
- (3) 当金庫は、利用手数料をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。
- (4) お客様は、取引内容により利用手数料以外に別にお知らせする諸手数料および消費税を支払うものとします。
- (5) 過去にお客様であった方やその他利害関係者が、当金庫に対して電子記録に関する開示の請求をする場合には、別にお知らせする手数料および消費税をいただきます。
- (6) 資金不足等により引落不能が生じた場合には、直ちに入金を請求いたします。

17. 口座間送金決済

- (1) 債務者として利用される場合には、発生させたでんさいの支払期日の前営業日までに当該でんさいの決済資金を決済口座にご準備ください。
- (2) 当金庫では、お客様が債務者であるでんさいの支払期日が到来した場合、当該でんさいの決済資金を普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定の定めにかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、当金庫所定の時間に決済口座から引き落としのうえ、でんさいネットから指定のあった債権者の口座に払い込みを行います。なお、支払期日が金融機関窓口休業日にあたる場合の払い込みは、翌営業日に行います。
- (3) 前項による決済口座からの決済資金の引き落としができない場合は、債権者の口座への払い込みを行うことはできません。ただし、当金庫が認めた場合で当金庫所定の時間までに当該決済資金の入金があれば、払い込みを行います。なお、支払期日が金融機関窓口休業日にあたる場合の払い込みは、翌営業日に行います。
- (4) 支払期日が同日の複数でのんさいの支払があった場合、またはその他小切手、手形の支払等があった場合、いずれを先に決済口座から引き落とすかの順序は、当金庫の判断により行います。
- (5) でんさいの分割譲渡により支払期日が同日のでんさいが複数ある場合には、分割後の債権金額単位で引き落としを行います。

18. 口座間送金決済の中止

債権者または債務者であるお客様は、当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより、当金庫に対して口座間送金決済の中止の申出を行うことができます。

19. 異議申立

- (1) 前条により口座間送金決済の中止の申出を行った債務者であるお客様は、当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより、でんさいネットに対し、異議の申立をすることができます。
- (2) 前項の異議申立は、前項のお客様が、支払期日の前営業日までに、異議申立預託金を当金庫に預け入れていただくことが必要です。ただし、支払不能事由が不正作出であり、かつ、でんさい事故調査会が債務者の異議申立預託金の預け入れの免除の申立を正当な理由があるものと認めた場合には、この限りではありません。
- (3) 支払不能事由が不正作出である場合には、お客様は当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより、でんさいネットに対して、異議申立に合わせて異議申立預託金の預け入れの免除の申立をすることができます。

20. 債権者利用限定特約等の解除

お客様が、債権者利用限定特約または保証利用限定特約の解除をご希望の場合には、当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いた

くことにより、当金庫の審査を得た上で、当該特約の解除を行うことができます。

2.1. 利用者登録事項の変更

お客様は、利用者登録事項に変更が生じた後、遅滞なく、当金庫に対して当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより変更の内容を届け出てください。この届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

2.2. 個人であるお客様が死亡した場合の取扱い

- (1) お客様が死亡した場合に相続人等が利用者の地位を承継した旨の届出は、相続人等の代表者が当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出ください。
- (2) 相続人等の代表者は、前項の届出書に、次に掲げる書類を添付してください。
 - ① でんさいネットが指定する書類
 - ② 当金庫が指定する書類
- (3) 相続人等は、第1項の書面を提出した後、当金庫所定の手続きが完了した後でなければ、本サービスを利用することはできません。

2.3. 合併および会社分割の取扱い

- (1) お客様の合併または会社分割により利用者登録事項に変更が生じた場合には、利用契約の地位を承継したお客様は、遅滞なく、当金庫の取引店に対し、当金庫所定の書面により、その旨届け出てください。
- (2) 前項の場合には、お客様は、前項の届出後、当金庫所定の審査の結果、承継した利用契約の地位にもとづく本サービスの全部または一部を利用できない場合があります。

2.4. 利用者による解約

- (1) お客様は当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただき、本規定と業務規程等にかかる契約の解約の申出を行うことができます。
- (2) 前項の解約は、当金庫がお客様を電子記録債務者または債権者とするでんさいのうち、解約の対象となる利用契約にかかるでんさいの全部が消滅したことを支払等記録によって確認したときに行うことができます。

2.5. 当金庫による解除等

- (1) 当金庫は、お客様が次に掲げる事由に該当する場合には、お客様に事前に通知したうえで、本規定にもとづく契約を解除することができます。
 - ① でんさいネット業務規程に定める解除事由に該当した場合
 - ② 第2条に規定する要件を満たさなくなった場合
 - ③ 本規定に違反した場合
 - ④ その他当金庫が前各号に準ずると認めた場合
- (2) 当金庫が、前項の規定により解除の通知を発信した場合には、到達のいかんにかかわらず、通知する解除日にその効力を生ずるものとします。
- (3) 本規定による契約が解約または解除された後も、第16条、第29条、第31条、第34条および第36条の規定はなお効力を有するものとします。

2.6. 破産手続開始決定等の届出等

お客様は、破産手続開始決定等、業務規程等で定める事由が生じた場合には、遅滞なく、当金庫の取引店に、その旨届け出るものとします。

2.7. 電子記録の訂正等の届出

お客様は、自己の請求に係る電子記録について、異なる内容の記録がされているなど業務規程等に定める事由があることを知った場合は、当金庫の取引店等に直ちにその旨届け出るものとします。

2.8. 利用者情報の取扱い

- (1) 当金庫は、利用者情報を厳正に管理し、利用者の情報保護のために十分に注意を払うとともに、本規定に定めた場合以外には利用者情報の利用を行いません。
- (2) 当金庫は、次の目的のために業務上必要な範囲内で利用者情報を利用します。
なお、利用者情報のうち、当該情報に含まれる支払不能情報については、本項第1号から第3号までの利用とします。また、本項

第4号から第9号の目的のために利用できる利用者情報は、当金庫のお客様に関するものに限ることとします。

- ① でんさいネットから委託を受けた業務を遂行するため
 - ② でんさい取引円滑化のため
 - ③ 当金庫の与信取引上の判断のため
 - ④ 犯罪による収益の移転防止に関する法律にもとづく本人確認等や、本サービスを利用する資格等の確認のため
 - ⑤ 本サービスの申込の受付および継続的な取引における管理のため
 - ⑥ お客様との契約や法律等にもとづく権利の行使や義務の履行のため
 - ⑦ 市場調査、データ分析およびアンケートの実施などによる金融サービスの研究や開発のため
 - ⑧ 当金庫の金融商品・サービスに関する提案のため
 - ⑨ その他当金庫との取引を円滑に行うため
- (3) 当金庫は、参加金融機関業務を遂行するため、でんさい取引円滑化のためおよび参加金融機関の与信取引のために、でんさいネットおよび第三者に対して利用者情報を提供し、お客様は当該提供について同意するものとします。
 - (4) でんさいネットは、電子債権記録業を遂行するため、でんさい取引円滑化のためおよび参加金融機関の与信取引のために、第三者に対して利用者情報を提供し、お客様は当該提供について同意するものとします。
 - (5) でんさいネットまたは当金庫は、業務規程等にもとづき債権記録に記録されている事項または記録請求に際して提供された情報の開示を請求した者に対して、次に掲げる事項を開示し、お客様は、当該開示について同意するものとします。
 - ① 発生記録における債務者の決済口座に係る情報
 - ② 譲渡記録における譲受人の決済口座に係る情報
 - ③ 支払等記録における支払等を受けた者に係る情報
 - ④ 利用者等の属性、利用者番号および代表者名
 - ⑤ 譲渡記録における譲渡人に係る情報（決済口座を含む）
 - ⑥ 強制執行等記録における強制執行等を受けた電子記録名義人に係る情報
 - ⑦ 支払不能事由に係る情報
 - ⑧ 異議申立の有無に係る情報
 - ⑨ 電子記録、電子記録の請求、当該請求の有無、当該請求に係る通知または当該請求の取消に係る情報
 - ⑩ その他業務規程等で開示の対象となる情報

2.9. 機密保持

お客様は、本サービスによって知り得た当金庫および第三者の機密を外部に漏洩しないものとします。

3.0. 通知等の連絡先

- (1) 当金庫は、お客様に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。その場合、当金庫に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。
- (2) 当金庫がお客様にあてて通知・照会・確認を前項の連絡先のいずれか一つに対して、発信、発送し、または送付書類を送付した場合には、届出事項の変更を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由により、これらが延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなすものとし、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (3) 当金庫の責めにやらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

3.1. 免責事項

- (1) 当金庫は、本サービスにおける届出印を決済口座（代表口座）による届出印とし、お客様は当該届出印を、今後発生する本サービスに関する一切の書面による申込み、届出、依頼、通知等に使用するものとし、当該届出印を押捺して作成された書面であれば、本サービスに関するお客様の意思を表示した書面であるものとみなします。
- (2) 当金庫が、諸届書類または諸請求書類に使用された印影または署名を、届出印（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱った場合、その諸届書類または諸請求書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2020年4月1日現在)

しんきんインターネットバンキング A P I サービス利用規定（個人用）

- (3) 当金庫がお客様の電子証明書、ID、各種パスワード等の本人確認のための情報が当金庫に登録されたものと一致することを当金庫所定の方法により確認し、相違ないと認めて取扱いを行った場合は、それらが盗用、不正使用、その他の事故により使用者がお客様本人でなかった場合でも、それによって生じた損害はお客様の負担とし、お客様はでんさいの電子記録にしたがって責任を負うものとします。
- (4) 当金庫以外の参加金融機関またはでんさいネットの責めに帰すべき事由により、本サービスの取扱い遅延・不能その他の過誤が生じたことに起因する損害については、当金庫は責任を負いません。
- (5) 災害・事変、法令、当金庫の責めに帰すことのできない裁判所等公的機関の措置によりお客様に生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
- (6) 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、電話回線、専用回線、移動体通信網、インターネット等の通信経路において当金庫が送信した情報に誤謬・遅延・欠落等が生じた場合、または盗聴等がなされたことによりお客様の取引情報が漏洩した場合、それらのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (7) 本サービスを通じてなされたお客様と当金庫間の通信の記録等は、当金庫所定の期間に限り当金庫所定の方法・手続きによって保存するものとします。当該期間経過後は、当金庫がこれらの記録等を消去したことにより生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
- (8) 本サービスに使用する端末および通信媒体が正常に稼動する環境については、お客様の責任において確保してください。当金庫は、端末が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、端末が正常に稼動しなかったことにより取引が成立せず、または成立した場合、それにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。
- (9) 法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関わる情報の開示が義務付けられている場合（当局検査を含む）、当金庫はお客様の承諾なくして当該法令・規則・行政庁の命令等の定める手続きにもとづいて情報を開示することがあります。当金庫が当該情報を開示したことにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。
- ### 3.2. でんさいの活用
- お客様は、当金庫に対し、別に締結する信用金庫取引約定書等にもとづき、当金庫所定の手続きによりでんさいの割引等の申込をすることができるものとします。
- ### 3.3. 関係規定の適用・準用
- 本規定に定めのない事項については、普通預金規定、当座勘定規定等の各規定により取扱います。これらの規定と本規定との間で取扱いが異なる場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。
- ### 3.4. 規定等の変更
- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ掲載その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。
- ### 3.5. 業務規程等による取扱い
- (1) 本サービスについては、前各条のほか、業務規程等その他でんさいネットが定めた規則に従って処理するものとします。
- (2) 災害、事変等のやむを得ない事由により緊急措置がとられている場合には、第17条第2項の規定にかかわらず、支払期日が経過したでんさいについても決済口座から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
- (3) 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- ### 3.6. 準拠法・合意管轄
- (1) 本規定の準拠法は日本法とします。
- (2) 本規定にもとづく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫（本店）の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることにします。

以上

- ### 1. しんきんインターネットバンキングA P I サービス利用規定（個人用）
- (1) しんきんインターネットバンキングA P I サービス（以下「本サービス」といいます。）とは、当金庫と個人用のインターネットバンキングサービス（以下「個人I B」といいます。）等を契約されているお客様が、当金庫における個人I B等の一部機能を、電子決済等代行業者（信用金庫法第85条の5第1項に規定される「信用金庫電子決済等代行業者」であって、当金庫が本サービスの提供のために必要となるA P I 連携を許諾している事業者をいい、以下同様とします。）が提供するサービス（以下「連携サービス」といいます。）と連携させることにより、連携サービスを通じてお客様が第2条第1項に定める対象機能の提供を受けることが可能になるサービスのことをいいます。
- (2) 本サービスの利用にあたっては、当金庫のしんきんインターネットバンキングA P I サービス利用規定（個人用）（以下「本利用規定」といいます。）および個人I B等の利用規定（以下「個人I B等利用規定」といいます。）を適用するものとします。なお、本利用規定と個人I B等利用規定が抵触する場合には、本利用規定が優先されるものとします。
- ### 2. 本サービスについて
- (1) 本サービスの対象機能は、口座照会、残高照会、入出金明細照会であり、これらの機能は電子決済等代行業者を介してお客様に提供されるものとなります。電子決済等代行業者に連携する口座は、お客様が個人I B等のサービス利用口座に登録済みの口座が対象となります。なお、本サービスで対象となる機能および口座種類は、お客様が別途ご契約される電子決済等代行業者が提供するサービスにより異なる場合があります。
- (2) 本サービスを利用するにあたり、お客様は、電子決済等代行業者とご契約を行ったうえで第4条第1項の利用登録が必要となります。電子決済等代行業者との契約にあたっては、お客様が、自らの責任において電子決済等代行業者との契約内容を検討し、契約するものとします。
- (3) 本サービスにおけるデータの提供期間は、当金庫所定のものとなりますが、電子決済等代行業者が提供するサービスにより提供期間は変更されることがあります。
- ### 3. 手数料等
- 本サービスの利用にあたっては、追加料金は発生しません。なお、電子決済等代行業者が提供するサービスを利用するにあたっては、電子決済等代行業者に対して料金の支払いが必要になる場合があります。
- ### 4. 本サービスの利用
- (1) 本サービスの利用開始にあたっては、電子決済等代行業者が提供するサービスを経由して個人I B等利用規定に定める本人確認を受け、電子決済等代行業者ごとに利用登録を行う必要があります。また、ご利用から当金庫所定の一定期間を超えた場合には、再度、同様の手続きに基づき利用登録を行う必要があります。
- (2) 前項の利用登録完了後は、電子決済等代行業者経由で連携されたサービスの認証情報をもって本人確認を行うこととし、当金庫は当該本人確認をもって、お客様情報を本サービスの対象機能の利用にあたり必要な範囲で電子決済等代行業者と連携することについて、お客様の指示があったものとみなします。
- (3) 前二項の方法による本人確認を行ったうえで取引をした場合、電子決済等代行業者経由で連携されたサービスの認証情報につき不正使用その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取り扱うものとし、万一これによってお客様に損害が生じた場合でも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (4) 電子決済等代行業者が提供するサービスの認証情報は、お客様の責任で厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないよう十分注意するものとします。

- (5) お客様が電子決済等代行業者のサービス画面経由で本サービスをご利用いただく場合、当該電子決済等代行業者のセキュリティレベルでのご利用となることを了承するものとします。
- (6) 本サービスの利用にあたり、以下の各号に該当する事象が発生した場合は、当金庫は、当該電子決済等代行業者と連携して情報収集にあたるため、必要に応じ、口座情報およびその他のお客様情報を電子決済等代行業者に対し開示することができるものとします。
- ① お客様の口座情報が外部に流出・漏洩した場合、またはそのおそれがある場合
 - ② 不正利用が発生した場合、またはそのおそれがある場合
- (7) 前項により当金庫が開示した情報において、電子決済等代行業者による管理不十分、使用上の過誤、不正使用等により発生した損害または損失は、当該電子決済等代行業者が負うものとし、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は一切の責任を負うものではありません。
- (8) 本サービスの利用に伴い、以下に該当する事象が発生した場合に、お客様に損害が生じたり、お客様保護上のリスクが生じるおそれがあります。お客様は、かかるリスクを十分に理解し、同意したうえで、本サービスを利用するものとします。
- ① 電子決済等代行業者の提供するサービスの利用に必要な認証情報が流出、漏洩もしくは偽造され、電子決済等代行業者もしくは当金庫のシステムが不正にアクセスされ、または電子決済等代行業者のシステム障害等により、お客様情報の流出等が生じる場合
 - ② 電子決済等代行業者の責めに帰すべき事由（内部役職員の不正行為、システム管理の不備、お客様保護態勢の不備等を含みますが、これらに限られません。）により電子決済等代行業者のサービス機能停止やお客様情報の流出等が生じる場合

5. 提供情報

本サービスで提供される情報は、お客様の照会操作時点で当金庫のシステム上提供可能なものに限られ、必ずしも最新の情報あるいはすべての情報を反映したものとは限りません。

6. 本サービスの変更、利用の終了・停止

- (1) お客様は、本サービスの変更又は利用の終了を希望する場合には、お客様がご契約された電子決済等代行業者が定める所定の方法により本サービスの変更又は利用の終了を申し込むものとします。かかる申し込みがなされたとしても、実際に本サービスの変更又は利用が終了されるまでの間、当金庫は当該利用契約が従前の内容にて有効なものとして本サービスの提供を行うことができるものとします。当金庫は、本サービスの変更又は利用の終了に関連して、お客様に発生したすべての損害について、お客様に対し、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負うものではありません。
- (2) 当金庫は、電子決済等代行業者との間における連携サービスに係る契約が解約、解除、有効期間の満了等の事由により終了した場合、当該電子決済等代行業者との間における本サービスの提供を終了させるものとします。当金庫は、かかる本サービスの提供の終了に関連して、お客様に発生したすべての損害について、お客様に対し、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負うものではありません。

7. その他免責事項

- (1) 当金庫は、電子決済等代行業者が提供するサービスに関し、本サービスとの連携が常時適切に行われること、お客様の利用目的に適合すること、正確性、適格性、信頼性、適時性を有することの保証を行うものではありません。また、電子決済等代行業者のシステム管理態勢その他のセキュリティレベル、顧客保護態勢、信用性等が十分であること、第三者の知的財産権その他の権利を侵害していないことの保証を行うものではありません。
- (2) 当金庫は、電子決済等代行業者の提供するサービスに起因してお客様に発生したすべての損害について、お客様に対し、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負うものではありません。
- (3) 本サービスに関する技術上の理由または当金庫の業務上の理由もしくはセキュリティ、保守等の理由に基づき、お客様に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の利用が一時的に制限、停止されることがあります。
- (4) 前三項により生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

8. 関連規定の適用・準用

本利用規定および個人 I B 等利用規定に定めのない事項については、当金庫が別途定める関連諸規定を適用または準用するものとします。

9. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ掲載その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)

しんきんインターネットバンキング API サービス利用規定（法人用）

1. しんきんインターネットバンキング API サービス利用規定（法人用）

- (1) しんきんインターネットバンキング API サービス（以下「本サービス」といいます。）とは、当金庫と法人用のインターネットバンキングサービス（以下「法人 I B」といいます。）を契約されているお客様が、当金庫における法人 I B の一部機能を、電子決済等代行業者（信用金庫法第 85 条の 5 第 1 項に規定される「信用金庫電子決済等代行業者」であって、当金庫が本サービスの提供のために必要となる API 連携を許諾している事業者をいい、以下同様とします。）が提供するサービス（以下「連携サービス」といいます。）と連携させることにより、連携サービスを通じてお客様が第 2 条第 1 項に定める対象機能の提供を受けることが可能になるサービスのことをいいます。
- (2) 本サービスの利用にあたっては、当金庫のしんきんインターネットバンキング API サービス利用規定（法人用）（以下「本利用規定」といいます。）および法人向けのインターネットバンキング利用規定（以下「法人 I B 利用規定」といいます。）を適用するものとします。なお、本利用規定と法人 I B 利用規定が抵触する場合には、本利用規定が優先されるものとします。

2. 本サービスについて

- (1) 本サービスの対象機能は、口座照会、残高照会、入金金細照会であり、これらの機能は電子決済等代行業者を介してお客様に提供されるものとなります。電子決済等代行業者に連携する口座は、お客様が法人 I B のサービス利用口座に登録済みの口座が対象となります。
- なお、本サービスで対象となる機能および口座種類は、お客様が別途ご契約される電子決済等代行業者が提供するサービスにより異なる場合があります。
- (2) 本サービスを利用するにあたり、お客様は、電子決済等代行業者とご契約を行ったうえで第 4 条第 1 項の利用登録が必要となります。電子決済等代行業者との契約にあたっては、お客様が、自らの責任において電子決済等代行業者との契約内容を検討し、契約するものとします。
- (3) 本サービスにおけるデータの提供期間は、当金庫所定のものとなりますが、電子決済等代行業者が提供するサービスにより提供期間は変更されることがあります。

3. 手数料等

本サービスの利用にあたっては、追加料金は発生しません。なお、電子決済等代行業者が提供するサービスを利用するにあたっては、電子決済等代行業者に対して料金の支払いが必要になる場合があります。

4. 本サービスの利用

- (1) 本サービスの利用開始にあたっては、電子決済等代行業者が提供するサービスを経由して法人 I B 利用規定に定める本人確認を受け、

- 電子決済等代行業者ごとに利用登録を行う必要があります。また、ご利用から当金庫所定の一定期間を超えた場合には、再度、同様の手続に基づき利用登録を行う必要があります。
- (2) 前項の利用登録完了後は、電子決済等代行業者経由で連携されたサービスの認証情報をもって本人確認を行うこととし、当金庫は当該本人確認をもって、お客様情報を本サービスの対象機能の利用にあたり必要な範囲で電子決済等代行業者と連携することについて、お客様の指示があったものとみなします。
 - (3) 前二項の方法による本人確認を行ったうえで取引をした場合、電子決済等代行業者経由で連携されたサービスの認証情報につき不正使用その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取り扱うものとし、万一これによってお客様に損害が生じた場合でも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
 - (4) 電子決済等代行業者が提供するサービスの認証情報は、お客様の責任で厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないよう十分注意するものとします。
 - (5) お客様が電子決済等代行業者のサービス画面経由で本サービスをご利用いただく場合、当該電子決済等代行業者のセキュリティレベルでのご利用となることを了承するものとします。
 - (6) 本サービスの利用にあたり、以下の各号に該当する事象が発生した場合は、当金庫は、当該電子決済等代行業者と連携して情報収集にあたるため、必要に応じ、口座情報およびその他のお客様情報を電子決済等代行業者に対し開示することができるものとします。
 - ① お客様の口座情報が外部に流出・漏洩した場合、またはそのおそれがある場合
 - ② 不正利用が発生した場合、またはそのおそれがある場合
 - (7) 前項により当金庫が開示した情報において、電子決済等代行業者による管理不十分、使用上の過誤、不正使用等により発生した損害または損失は、当該電子決済等代行業者が負うものとし、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は一切の責任を負うものではありません。
 - (8) 本サービスの利用に伴い、以下に該当する事象が発生した場合に、お客様に損害が生じたり、お客様保護上のリスクが生じるおそれがあります。お客様は、かかるリスクを十分に理解し、同意したうえで、本サービスを利用するものとします。
 - ① 電子決済等代行業者の提供するサービスの利用に必要な認証情報が流出、漏洩しもしくは偽造され、電子決済等代行業者もしくは当金庫のシステムが不正にアクセスされ、または電子決済等代行業者のシステム障害等により、お客様情報の流出等が生じる場合
 - ② 電子決済等代行業者の責めに帰すべき事由（内部従業員の不正行為、システム管理の不備、お客様保護態勢の不備等を含みますが、これらに限られません。）により電子決済等代行業者のサービス機能停止やお客様情報の流出等が生じる場合

5. 提供情報

本サービスで提供される情報は、お客様の照会操作時点で当金庫のシステム上提供可能なものに限られ、必ずしも最新の情報あるいはすべての情報を反映したものとは限りません。

6. 本サービスの変更、利用の終了・停止

- (1) お客様は、本サービスの変更又は利用の終了を希望する場合には、お客様がご契約された電子決済等代行業者が定める所定の方法により本サービスの変更又は利用の終了を申し込むものとします。かかる申し込みがなされたとしても、実際に本サービスの変更又は利用が終了されるまでの間、当金庫は当該利用契約が従前の内容にて有効なものとして本サービスの提供を行うことができるものとします。当金庫は、本サービスの変更又は利用の終了に関連して、お客様に発生したすべての損害について、お客様に対し、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負うものではありません。
- (2) 当金庫は、電子決済等代行業者との間における連携サービスに係る契約が解約、解除、有効期間の満了等の事由により終了した場合、当該電子決済等代行業者との間に係る本サービスの提供を終了させるものとします。当金庫は、かかる本サービスの提供の終了に関連して、お客様に発生したすべての損害について、お客様に対し、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負うものではありません。

7. その他免責事項

- (1) 当金庫は、電子決済等代行業者が提供するサービスに関し、本サービスとの連携が常時適切に行われること、お客様の利用目的に適合すること、正確性、適格性、信頼性、適時性を有することの保証を行うものではありません。また、電子決済等代行業者のシステム管理態勢その他のセキュリティレベル、顧客保護態勢、信用性等が十分であること、第三者の知的財産権その他の権利を侵害していないことの保証を行うものではありません。
- (2) 当金庫は、電子決済等代行業者の提供するサービスに起因してお客様に発生したすべての損害について、お客様に対し、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負うものではありません。
- (3) 本サービスに関する技術上の理由または当金庫の業務上の理由もしくはセキュリティ、保守等の理由に基づき、お客様に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の利用が一時的に制限、停止されることがあります。
- (4) 前三項により生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

8. 関連規定の適用・準用

本利用規定および法人 I B 利用規定に定めのない事項については、当金庫が別途定める関連諸規定を適用または準用するものとします。

9. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ掲載その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)

Bank Pay 取引規定

第1章 Bank Pay 取引

1. 適用範囲

- (1) 次の各号のうちのいずれかの者（以下「Bank Pay 加盟店（BP 加盟店）」といいます。）に対して、当金庫の預金口座が登録されている日本電子決済推進機構（以下「機構」といいます。）所定の Bank Pay 決済アプリ（Bank Pay 取引契約の締結に係る機能を付与されているアプリであって、機構所定の利用者の端末にインストールされたものを指し、以下「利用者アプリ」といいます。また、利用者アプリがインストールされた利用者の端末を、以下「利用者端末」といいます。）、または、Bank Pay 取引サイト（Bank Pay 取引契約の締結に係る必要な機能を備えたウェブサイトをいいます。以下、利用者アプリと併せて「利用者アプリ等」といいます。）を当該利用者アプリ等所定の方法で操作することにより、当該 BP 加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該 BP 加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を当該利用者アプリ等に登録されている当金庫の預金口座（以下「登録預金口座」といいます。）から預金の引落し（総合口座取引規定またはカードローン契約にもとづく当座貸越による引落しを含みます。以下同じとします。）によって支払う取引（以下「Bank Pay 取引」といいます。）については、この規定により取り扱います。なお、この規定に定めのない事項については、普通預金規定、総合口座取引規定の各条項に従います。
 - ① 機構所定の Bank Pay 加盟店規約（以下「規約」といいます。）を承認のうえ、機構に BP 直接加盟店として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関（以下「BP 加盟店銀行」といいます。）と規約所定の Bank Pay 加盟店契約を締結した法人または個人（以下「BP 直接加盟店」といいます。）、但し、当該 Bank Pay 加盟店契約の定めに基づき、登録預金口座を、BP 直接加盟店で利用することができない場合があります。
 - ② 規約を承認のうえ、BP 直接加盟店と規約所定の BP 間接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「BP 間接加盟店」といいます。）。但し、規約所定の当該 BP 間接加盟店契約の定め

基づき、登録預金口座を、BP 間接加盟店で利用することができない場合があります。

- ③ 規約を承認のうえ機構に BP 任意組合として登録され BP 加盟店銀行と Bank Pay 加盟店契約を締結した民法上の組合（以下「BP 任意組合」といいます。）の組合員であり、規約を承認した法人または個人（以下「BP 組合事業加盟店」といいます。）。但し、規約所定の当該 Bank Pay 組合契約の定めに基づき、登録預金口座を、BP 組合事業加盟店で利用することができない場合があります。
- ④ 機構が定める提携決済事業会社の加盟店（以下「提携 BP 加盟店」といいます。）。但し、提携決済事業会社との取り決めにより、登録預金口座を、提携 BP 加盟店で利用することができない場合があります。
- (2) 前項にかかわらず、BP 加盟店によっては、利用者が利用者アプリを機構所定の方法で操作することにより、当該 BP 加盟店に対して負担する売買取引債務を、BP 加盟店銀行が自らまたは BP 直接加盟店もしくは BP 任意組合を通じて立替払をする場合があります。この場合、利用者は、BP 加盟店銀行に対し、当該立替払の費用にかかる補償債務を負担するものとします。利用者は、当該補償債務を、登録預金口座からの預金の引落しによって支払うものとし、これら一連の取引も Bank Pay 取引に含まれるものとして、この規定（第 5 条を除く。）により取り扱うものとします。

2. 公金納付

- (1) 利用者が、次の各号のうちのいずれかの者（以下「BP 公的加盟機関」といいます。）に対して、機構所定の Bank Pay 公的加盟機関規約（以下「BP 公的加盟機関規約」といいます。）に定める BP 公的加盟機関に対する公的債務（以下「公的債務」といいます。）の支払いを行うために、利用者アプリ等を機構所定の方法で操作した場合には、第 1 号においては BP 加盟機関銀行が、第 2 号においては BP 決済代行機関が当該公的債務の立替払を行うものとします。この場合、利用者は、BP 加盟機関銀行に対して、当該立替払の費用（第 2 号においては BP 加盟機関銀行が BP 決済代行機関に対し負担する補償債務に係る費用）に係る補償債務を負担するものとします。利用者は、当該補償債務を、登録預金口座からの預金の引落しによって支払うものとし、これら一連の取引についても Bank Pay 取引に含まれるものとします。但し、当該 Bank Pay 公的加盟機関規約の定めに基づき、登録預金口座が BP 公的加盟機関で利用できない場合があります。
- ① BP 公的加盟機関規約を承認のうえ、BP 公的加盟機関規約所定の BP 公的加盟機関とし登録され、機構の会員である一または複数の金融機関（以下「BP 加盟機関銀行」といいます。）と BP 公的加盟機関規約所定の Bank Pay 公的加盟機関契約を締結した地方公共団体その他機構所定の機関
- ② BP 公的加盟機関規約を承認のうえ、BP 公的加盟機関規約所定の BP 決済代行機関と同規約所定の Bank Pay 間接公的加盟機関契約を締結した地方公共団体その他機構所定の機関。但し、BP 公的加盟機関規約所定の当該 Bank Pay 間接公的加盟機関契約の定めに基づき、登録預金口座を、BP 間接公的加盟機関で利用することができない場合があります。
- (2) 前項の定めに基づく Bank Pay 取引については、「BP 加盟店」を「BP 公的加盟機関」、「BP 直接加盟店」を「BP 決済代行機関」、「BP 加盟店銀行」を「BP 加盟機関銀行」、「売買取引債務」を「公的債務」、「加盟店端末」を「BP 公的加盟機関に設置された機構所定の端末」とそれぞれ読み替えた上で、この規定（第 4 条第 4 項第 3 号および第 5 条を除く。）を適用するものとします。

3. 利用登録の方法等

- (1) Bank Pay 取引において当金庫の預金口座を登録預金口座として利用するには、当金庫所定の方法で利用者アプリ等の指示に従い、口座情報、キャッシュカード暗証番号等を入力し、Bank Pay 取引に用いる当金庫の預金口座を登録する必要があります。なお、利用者アプリを使用する場合には、あらかじめ利用する利用者アプリを利用者端末にインストールする必要があります。
- (2) 預金口座の登録および Bank Pay 取引の利用は、利用者本人が行うものとし、代理人その他の第三者による預金口座の登録および Bank Pay 取引の利用は認められません。
- (3) 第 1 項の手続において入力された利用者の預金口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等が、当金庫に登録されている預金口

座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等と一致した場合には、当金庫は入力した者を利用者本人とみなし、預金口座の登録申込みおよびその後の当該預金口座を用いた Bank Pay 取引を正当なものとして取り扱います。

- (4) 当金庫が、利用者本人からの申込みとして第 1 項の登録の申込みを受け付けたうちは、利用者の預金口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等につき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、それにより生じた損害については、第 11 条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

4. Bank Pay 取引の方法等

- (1) 利用者が、Bank Pay 取引を利用するときは、次の方法のうち、BP 加盟店が指定する方法によるものとします。なお、いずれの方法による場合も、Bank Pay 取引の実行に当たっては、BP 加盟店に設置された機構所定の端末（以下「加盟店端末」といいます。）または利用者アプリ等の画面に表示される取引内容（売買取引債務の金額その他の売買取引に係る事項をいいます。）を、自ら確認してください。
- ① 利用者端末に表示された QR コード等（BP 加盟店または利用者の特定に必要な情報その他 Bank Pay 取引のために必要となる情報を記録した QR コード、バーコードその他の符号を言います。以下同じ。）を、BP 加盟店をして加盟店端末で読取らせる方法
- ② 利用者端末で、加盟店端末に表示された QR コード等を読取る方法
- ③ BP 加盟店に設置されているステッカーに表示された QR コード等を利用者端末で読取る方法（利用者端末において売買取引債務の金額の入力を要する場合がある。）
- ④ その他 BP 加盟店所定の利用者アプリ等の指示に従う方法
- (2) 前項の方法により Bank Pay 取引を実行する際に、利用者アプリ等において要求された場合には、利用者アプリにパスワード等（利用者アプリにおいて Bank Pay 取引の実行等に必要とされる文字列その他の情報をいいます。以下同じ。）を入力する等、利用者アプリ等所定の方法で利用者本人による実行であることを確認するための手続（以下「本人認証」といいます。）を行ってください。
- (3) 預金の払戻しによる現金の取得を目的として Bank Pay 取引を行うことはできません。
- (4) 次の場合には、Bank Pay 取引を行うことはできません。
- ① 利用者端末の故障・破損により、利用者アプリ等の利用が困難な場合
- ② 当金庫所定の Bank Pay 取引を行うことができない日または時停電、通信障害、システム保守、故障等により利用者アプリ等または加盟店端末による Bank Pay 取引の取扱いができない場合
- ③ 1 日あたりの Bank Pay 取引の金額が、BP 加盟店が定めた最高限度額を超える、または最低限度額に満たない場合
- ④ 購入する商品または提供を受ける役務等が、当該 BP 加盟店において Bank Pay 取引によって行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合
- ⑤ 第 1 条第 1 項各号の但書または第 2 条第 1 項但書の定めに従う場合
- ⑥ 1 日あたりの登録預金口座の利用金額が、当金庫が定めた範囲を超える場合
- ⑦ 当金庫所定の回数を超えて利用者アプリ等のパスワード等を誤って入力等した場合等、第 2 項に定める本人認証ができない場合
- ⑧ 利用者アプリ等が機能していない場合
- ⑨ 間帯であるとき
- ⑩ 利用者アプリ等が BP 加盟店の指定するものでないとき
- ⑪ 登録預金口座の利用が当金庫によって停止されているとき
- (5) 当金庫は、利用者による Bank Pay 取引の利用状況などを勘案して、必要に応じて利用者に対して、登録預金口座のキャッシュカードまたは通帳、本人確認書類の提示等を要求する場合があります。

5. Bank Pay 取引契約等

- (1) 前条第 1 項の方法による Bank Pay 取引の場合、利用者が、利用者アプリ等において前条第 2 項により本人認証を行い、かつ、Bank Pay 取引を実行した時に、加盟店端末への通知その他の機構所定の方法で BP 加盟店に口座引落確認を表す電文が通知されないことを解除条件として、BP 加盟店との間で売買取引債務を登録預金口座

からの引落しによって支払う旨の契約（以下「Bank Pay 取引契約」といいます。）が成立するものとします。

- (2) 前項にかかわらず、利用者アプリ等において本人認証が行われ、かつ、利用者がBP加盟店との間において継続的に発生する売買取引債務を登録預金口座からの預金の引落しによって支払うことを約したときは、売買取引債務の支払時期が到来する都度BP加盟店より伝送される請求データに基づく登録預金口座からの引落しの時に、BP加盟店との間でBank Pay 取引契約が成立するものとみなします。
- (3) 前2項によりBank Pay 取引契約が成立したときは、その成立に先立って利用者によって次の行為がなされたものとみなします。
 - ① 当金庫に対する売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。
 - ② BP加盟店銀行、BP直接加盟店またはBP任意組合その他の機構所定の者（以下、本条において「譲受人」と総称します。）に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る利用者の抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当金庫は、当該意思表示を、当該売買取引債権の譲受人に代わって受領します。
- (4) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関してBP加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。
- (5) 本条の規定は、第1条第2項または第2条第1項に基づき売買取引債務につき立替払が行われる場合（以下「立替払方式の場合」という。）には適用されず、次条に定めるところによるものとします。

6. 立替払の場合の特則

- (1) 立替払方式の場合は、利用者が利用者アプリ等において第4条第2項により本人認証を行い、かつ、Bank Pay 取引を実行した時に、加盟店端末への通知その他の機構所定の方法でBP加盟店に口座引落確認を表す電文が通知されないことを解除条件として、BP加盟店銀行（第2条第1項第2号の場合にあっては、BP直接加盟店）が利用者によって売買取引債務を支払う旨の契約が利用者として当該BP加盟店との間で成立するものとし、この契約もBank Pay 取引契約に含めるものとします。また、この場合、当該BP加盟店銀行は自らまたはBP直接加盟店もしくはBP任意組合を通じて当該売買取引債務の立替払をするものとし（第2条第1項第2号の場合にあっては、BP直接加盟店が当該売買取引債務の立替払をし、BP加盟店銀行が当該立替払に基づく補償債務をBP直接加盟店に履行するものとし）、利用者は第1条第2項および第2条第1項に基づき当該BP加盟店銀行に対して負担する補償債務を、登録預金口座からの引落しによって支払うものとします。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。
- (2) 前項にかかわらず、利用者アプリ等において本人認証が行われ、かつ、利用者がBP加盟店との間において継続的に発生する売買取引債務をBP加盟店銀行が自らまたはBP直接加盟店もしくはBP任意組合を通じて立替払する場合には、売買取引債務の支払時期が到来する都度BP加盟店より伝送される請求データに基づく登録預金口座からの引落しの時に、BP加盟店との間でBank Pay 取引契約が成立するものとみなします。
- (3) 前2項によりBank Pay 取引契約が成立したときは、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の事由があったとしても、かかる事由をもってBP加盟店銀行、当金庫その他の者に対して異議を述べないものとします。
- (4) 第1項および第2項に定めるBank Pay 取引契約が成立した場合、加盟店銀行またはBP直接加盟店もしくはBP任意組合は、規約に基づき、利用者がBP加盟店に対して負う売買取引債務につき、当該BP加盟店に対して立替払をする義務を負い、その時点で利用者の当該売買取引債務は消滅するものとします。但し、第1条の2に定めるBank Pay 取引契約の場合の利用者の売買取引債務は、第1項に基づき当該BP加盟店に対して立替払が実行された時点で消滅するものとします。

7. Bank Pay 取引契約の締結時の認証

- (1) 当金庫は、利用者アプリを用いて行われるBank Pay 取引の際に当該Bank Pay 取引が利用者本人によるものであることを、次の各号に定める方法で確認します。
 - ① Bank Pay 取引の操作等の際に入力等されたパスワード等が、あらかじめ利用者アプリにおいて設定されたパスワード等と一致することの確認（利用者アプリで要求された場合に限りませす。）
 - ② Bank Pay 取引の際に使用された端末が利用者アプリに利用者本人の利用者端末として登録された端末であること、利用者アプリ所定の方法での確認
- (2) 当金庫は、Bank Pay 取引サイトを用いて行われるBank Pay 取引の際には、当該Bank Pay 取引が利用者本人によるものであることを、当該Bank Pay 取引サイト所定の本人認証手続により確認します。
- (3) 当金庫が前2項に基づいて利用者本人によるBank Pay 取引であることを確認し、相違ないものと認めてその取扱いを行った上は、それが偽造、変造、盗用、第三者による成りすまし、その他の事故により、利用者本人による取引でなかった場合でも、当金庫は当該取引を有効なものとして取り扱います。また、そのために生じた損害については、第11条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

8. 利用者アプリ等へのアクセス管理、パスワード等の設定・管理等

- (1) 利用者アプリ等の利用に当たっては、当該利用者アプリ等所定の利用規約を遵守するとともに、他人により不正にアクセスされないよう利用者アプリを管理してください。特に、パスワード等については、他人に使用されないよう管理するとともに、パスワード等に、氏名、住所、生年月日、電話番号、連続番号等の他人に推測されやすい番号や文字列を使用しないでください。
- (2) パスワード等の偽造、盗難、紛失その他の事由により、利用者アプリ等が他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに利用者ご本人から利用者アプリ等の提供者または当金庫に通知し、利用者アプリ等を用いたBank Pay 取引を不能とする措置や口座の停止等の不正利用の拡大防止措置を講じてください。
- (3) 前条第1項および第2項の場合のほか、利用者アプリ等所定の操作に際して本人認証がされた場合には、当該操作は利用者本人によるものとみなします。当該操作が第三者による不正な操作であり、それによって利用者が損害を被った場合であっても、当金庫は、この規定に別に定める場合を除き、一切の責任を負いません。

9. 預金の復元等

- (1) Bank Pay 取引により登録預金口座の預金の引落しがされたときは、Bank Pay 取引契約が解除（合意解除を含みます。）、取消し等により適法に解消された場合（売買取引の解消と併せてBank Pay 取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、BP加盟店以外の第三者（BP加盟店の特定承継人および当金庫を含みます。）に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当金庫に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとします。
- (2) 前項にかかわらず、Bank Pay 取引を行なったBP加盟店に利用者端末およびBP加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元をBP加盟店経由で請求し、これを受けたBP加盟店が、所定の方法で当金庫に対して取消しの電文を送信し、当金庫が当該電文をBank Pay 取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当金庫は引落された預金の復元をします。加盟店端末または利用者端末から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。
- (3) 第1項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、BP加盟店から現金により返金を受ける等、BP加盟店との間で解決してください。
- (4) Bank Pay 取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過してBank Pay 取引契約が成立した場合についても、第1項から前項に準じて取り扱うものとします。

10. 利用者の責任

- (1) 利用者は、自らの責任でBank Pay 取引を利用するものとし、Bank Pay 取引に関するすべての行為およびその結果について一切の責任を負うものとします。
- (2) 利用者は、Bank Pay 取引を利用したこと起因して、当金庫が直接または間接に何らかの損害を被った場合（当金庫が第三者から

クレームを受け、これに対応した場合を含みます。)、当金庫の請求に当たって直ちにこれを補償するものとします。

- (3) 利用者は、Bank Pay 取引を安全にご利用いただくため、次の事項を遵守するものとします。
- ① 利用者端末を善良な管理者の注意をもって保管する等、利用者アプリを第三者が使用することのないように適切に管理すること
 - ② 利用者アプリ等に登録したパスワード等その他の自らの情報を厳重に管理すること
 - ③ 利用者アプリのバージョンおよび利用者の使用に係る通信端末の OS、ブラウザ等を常に最新の状態に保つとともに、当該通信端末がコンピュータウイルスへの感染や不正プログラムの攻撃を受けないよう、合理的に可能なセキュリティ対策のための措置を講じること
 - ④ 利用者アプリを使用する場合において、機種変更等の事由により利用者端末を変更するときや、利用者端末を処分するときには、使用しなくなった利用者端末からの利用者アプリのアンインストールその他利用者アプリ所定の手続をすること
 - ⑤ 利用者端末を紛失した場合、盗難等の被害を受けた場合その他の事由により、不正な Bank Pay 取引の被害に遭うおそれがあるときは、直ちに当該利用者端末における通信サービスを提供する事業者に対して当該利用者端末による通信を不能にするための届出を行うとともに、当金庫および利用者アプリの提供者に連絡し、Bank Pay 取引の利用停止または登録預金口座の利用停止手続を行うこと

11. 利用者端末の盗用等による損害等

- (1) 利用者以外の第三者により不正に利用者の預金口座が登録されたこと、または、利用者端末の紛失もしくは盗難（以下「盗難等」といいます。）にあったこと等により、第三者によって不正に行われた Bank Pay 取引（以下、本章において「不正利用」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、利用者は当金庫に対して当該不正利用にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。但し、不正利用が次条に該当する場合は、この限りではありません。
- ① 利用者端末の盗難等に気付いたとき（利用者以外の第三者により不正に利用者の預金口座が登録された場合にあっては、不正利用されたことに気づいたとき）に、直ちに当金庫への通知が行われていること
 - ② 当金庫の調査に対し、利用者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の不正利用にあったとが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該不正利用が利用者の故意による場合を除き、当金庫への通知が行われた日の 30 日（当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを利用者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を超えた日数）前の日以降になされた不正利用にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、本章において「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。但し、当該不正利用が行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、利用者に過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前 2 項の規定は、第 1 項にかかる当金庫への通知が、利用者以外の第三者により不正に利用者の預金口座が登録された場合の不正利用が最初に行われた日または利用者端末の盗難等があった日（当該盗難等があった日が明らかでないときは、当該盗難等にかかる利用者端末を用いた不正利用が最初に行われた日）から、2 年を経過する日より後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんを行いません。
- ① 当該 Bank Pay 取引が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - イ. 利用者に重大な過失があることを当金庫が証明した場合
 - ロ. 利用者の配偶者、二親等内の親族、同居の家族、その他の同居人、または家事用人（家事全般を行っている家政婦など）によって行われた場合

- ハ. 利用者が被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して利用者端末の盗難等にあった場合
- (5) 前項までの規定の適用は、個人である利用者に限るものとします。

12. 利用者アプリ等の提供者に対する補償請求等

- (1) 前条の定めにかかわらず、不正利用が機構所定の仕様による QR コード等を利用した Bank Pay 取引以外のものにより生じた場合は、当該不正利用の発生により利用者を生じた損害の補償については、当該利用者アプリ等の提供者との間で解決してください。なお、この場合であっても不正利用が発生したことについて当金庫に連絡をしてください。

13. Bank Pay 取引の利用金額の通帳記入

- (1) Bank Pay 取引の利用に関する通帳記入は、通帳が預入払出機、振込機、当金庫の支払機もしくは当金庫の通帳記帳機で使用された場合または当金庫国内本支店の窓口へ提出された場合に行います。

14. Bank Pay 取引の取扱停止等

- (1) 当金庫は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれのあるときは、事前に公表または利用者へ通知することなく、Bank Pay 取引の取扱いの全部または一部の提供を停止する措置を講じることができるものとします。
- (2) 当金庫は、Bank Pay 取引に関するシステム保守等の維持管理またはセキュリティの維持に必要な対応を行うため、当金庫または Bank Pay 取引に関する基幹システムを提供する者の判断により、Bank Pay 取引の一部または全部の取扱いを停止することができるものとします。この場合には、緊急を要する場合を除き、利用者に対して事前に当金庫ホームページ等で公表するものとします。
- (3) 当金庫は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合、直ちに利用者による利用者アプリの利用を廃止または停止することができます。
- ① 利用者がこの規定または利用者アプリ所定の利用規約に違反したときまたはそのおそれのあるとき
 - ② 利用者が利用者アプリの利用に際して当金庫に虚偽の情報を提供したとき
 - ③ 差押、破産手続開始、民事再生手続開始の申立て等、利用者の信用状態が著しく悪化したとき
 - ④ 利用者が換金目的で Bank Pay 取引を利用したとき
 - ⑤ 利用者が Bank Pay 取引を不正な資金洗浄、テロ資金供与その他法令で禁止される不正な取引等に利用しているときまたはそのおそれがあるとき
 - ⑥ その他、利用者による Bank Pay 取引の利用状況が適当でないとき当金庫が判断した時
- (4) 当金庫は、前三項に基づく Bank Pay 取引の取扱いの停止もしくは利用者アプリの利用停止または廃止に起因して利用者を生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第 2 章 Bank Pay ことら送金

15. 適用範囲

- (1) 本章の規定は、当金庫が提供する個人間の少額送金サービスである「Bank Pay ことら送金」（以下「BP ことら送金」といいます。）を機構が提供する利用者アプリを通じて行う場合に適用されます。なお、本章において「利用者アプリ」とは 機構が提供する利用者アプリのみを指すものとします。

16. 登録の方法等

- (1) 利用者アプリを用いて BP ことら送金を行う場合には、第 3 条に従って利用者アプリに預金口座を登録することが必要となります。
- (2) 第 3 条第 2 項から第 4 項までの規定は、利用者アプリを用いた BP ことら送金に関し、「Bank Pay 取引」とあるのを「BP ことら送金」と読み替えて適用するものとします。

17. 利用者アプリを用いた BP ことら送金の方法等

- (1) 利用者が、利用者アプリを用いて BP ことら送金を行う場合は、送金額、送金先となる金融機関（資金移動業者を含み、以下「受取金融機関」といいます。）に関する情報、送金先となる預金口座に係る口座番号または資金移動業者のアカウント（資金移動業者が

為替取引に係るサービスを提供するために資金移動業者のサービスを利用する者ごとに開設されるアカウントをいいます。以下、送金先となる預金口座および資金移動業者のアカウントを総称して「受取口座」といいます。)を特定するための資金移動業者所定のID等の情報その他の利用者アプリ所定の情報(以下「送金情報」という。)を入力して、当金庫に対してBPことら送金の依頼を行うものとします。BPことら送金の依頼に当たっては、送金情報に誤りがないか、よく確認してください。

- (2) BPことら送金を行う際に利用者アプリにおいて要求された場合には、利用者アプリにおいてパスワード等を入力して本人認証を行ってください。
- (3) 利用者は、利用者アプリを用いて、当金庫及び利用者アプリ所定の方法で、第2条に基づき利用者アプリに登録した当金庫の預金口座における預金残高を確認することができます。利用者が本項に基づく預金残高の確認を行った場合、利用者は、当金庫が、当該預金残高に係る情報を利用者端末に表示させることを目的として、当該預金残高に係る情報を機構及びBPことら送金に関して当金庫と契約を締結した電子決済等代行業者に提供することを承諾するものとします。

18. アカウント代替符号を用いたBPことら送金

- (1) 前条第1項にかかわらず、利用者は、同項に定める受取金融機関に関する情報および口座番号またはID等の情報の入力に代えて、受取人(BPことら送金における資金の受取人をいいます。以下同じとします。)が設定したアカウント代替符号(BPことら送金を通じて資金を受け取るために、受取口座に紐づく利用者の携帯電話番号その他の当金庫所定の符号をいいます。以下同じとします。)を利用者アプリに入力することにより、BPことら送金を行うことができます。この場合、利用者アプリに入力されたアカウント代替符号は、同項に定める送金情報に含まれるものとします。
- (2) 利用者は、BPことら送金を通じて資金を受け取るために、利用者アプリ所定の手続に従って、アカウント代替符号を設定することができます。当金庫は、当該手続に従ってアカウント代替符号が設定されたことを確認した場合には、利用者が自らこれを設定したものとみなすことができるものとします。

19. 送金契約の成立

- (1) BPことら送金における送金契約は、当金庫が第17条第1項の依頼を承諾し、送金資金を受領した時に成立するものとします。
- (2) 前項の送金契約が成立した場合であっても、当金庫は依頼内容の明細を記載した受付書等の書面の交付は行いません。依頼内容の詳細は、利用者アプリにおいてご確認ください。

20. 送金通知の発信等

- (1) 前条の送金契約が成立したときは、当金庫は、送金情報に基づいて、受取金融機関宛てに送金通知を発信します。
- (2) 当金庫が前項に基づく送金通知を発信しても、受取金融機関または受取口座の状況等により、受取口座への入金が発信日の翌日以降となる場合があります。
- (3) 利用者アプリ上で入金完了の表示がなされた場合であっても、受取人による当該送金の受領が拒否され、当該送金額が利用者の預金口座に戻される場合があります。

21. BPことら送金の取扱範囲

- (1) 次の場合には、BPことら送金を行うことはできません。
 - ① 停電、通信障害、システム保守、故障等によりBPことら送金の取扱いができないとき
 - ② 1回あたりの送金額が10万円または当金庫所定の金額のいずれか少ない額を超えるとき
 - ③ 利用者の預金口座の残高が送金額に満たない場合(ただし、当金庫が当座貸越によりBPことら送金の実行を認めた場合を除きます。)
 - ④ 1日当たりのBPことら送金での送金額の合計が、当金庫所定の金額を超過するとき
 - ⑤ 受取金融機関がBPことら送金に対応していないとき、受取金融機関がBPことら送金に係る送金資金の受入れを拒んだとき、または受取金融機関所定のBPことら送金に係る送金資金の受入れができない日または時間帯であるとき
 - ⑥ 受取口座が実在しないとき、または、受取金融機関において凍結されているとき

- ⑦ 利用者または受取人が、非居住者(所得税法第2条第1項第5号に定める「非居住者」をいいます。)であるとき
- ⑧ 利用者または受取人が個人ではないとき
- ⑨ 利用者が送金情報を当金庫所定の回数誤って入力したとき
- ⑩ 送金の実行に当たって利用者の本人認証ができないとき
- ⑪ 利用者アプリが機能していないとき
- ⑫ 利用者端末の故障・破損により、利用者アプリの利用が困難な場合
- ⑬ 当金庫所定のBPことら送金を行うことができない日または時間帯であるとき
- ⑭ 利用者による預金口座の利用が当金庫によって停止されているとき
- ⑮ 受取口座が不適当と当金庫が判断した場合
- ⑯ その他、BPことら送金の実施が不適当と当金庫が判断した場合

- (2) 利用者の送金依頼に基づいて当金庫が第17条に従い送金資金を受領した後に、当該送金依頼に係る送金が前項各号に該当することが判明した場合には、当金庫所定の方法で利用者の預金口座に返金されます。

22. BPことら送金依頼時等の認証等

- (1) 当金庫は、利用者アプリを用いて行われるBPことら送金の際に当該BPことら送金が利用者本人によるものであることを、次の各号に定める方法で確認します。
 - ① BPことら送金の操作等の際に入力等されたパスワード等が、あらかじめ利用者アプリにおいて設定されたパスワード等と一致することの確認
 - ② BPことら送金の際に使用された端末が利用者アプリに利用者本人の利用者端末として登録された端末であること、利用者アプリ所定の方法での確認
- (2) 当金庫が前項に基づいて利用者本人によるBPことら送金であることを確認し、相違ないものと認めてその取扱いを行った上は、それが偽造、変造、盗用、第三者による成りすまし、その他の事故により、利用者本人による取引でなかった場合でも、当金庫は当該取引を有効なものとして取り扱います。また、そのために生じた損害については、第26条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3) 当金庫は、利用者によるBPことら送金の利用状況などを勘案して、必要に応じて利用者に対して、登録預金口座のキャッシュカードまたは通帳、本人確認書類の提示等を要求する場合があります。

23. 取引内容の照会等

- (1) 利用者は、受取口座においてBPことら送金による入金が確認できない場合は、速やかに当金庫に連絡してください。
- (2) 当金庫が発信した送金通知について受取金融機関から照会があった場合には、利用者アプリに登録された利用者の連絡先または利用者が当金庫に届け出た連絡先宛に、依頼内容について照会することがあります。この場合には、速やかに回答してください。当金庫からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

24. 送金依頼の取消し、変更等

- (1) BPことら送金の依頼は、取消しまたは変更をすることはできません。
- (2) 利用者は、BPことら送金を用いて誤った送金先に送金した場合には、当事者間においてこれを解決するものとし、当金庫は責任を負いません。

25. 送金手数料

- (1) 当金庫は、利用者によるBPことら送金の利用に当たり、当金庫所定の手数料を登録預金口座から当金庫所定の時期に引き落とすことにより申し受けます。

26. 利用者端末の盗用等による損害等

- (1) 盗難等にあつたこと等により、第三者によって不正に行われたBPことら送金(以下、本章において「不正利用」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、利用者は当金庫に対して当該不正利用にかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① 利用者端末の盗難等に気付いたとき（利用者以外の第三者により不正に利用者の預金口座が登録された場合にあつては、不正利用されたことに気づいたとき）に、直ちに当金庫への通知が行われていること
 - ② 当金庫の調査に対し、利用者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の不正利用にあつたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該不正利用が利用者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫への通知が行われた日の30日（当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを利用者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数）前の日以降になされた不正利用にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、本章において「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。但し、当該不正利用が行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、利用者に過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、利用者以外の第三者により不正に利用者の預金口座が登録された場合の不正利用が最初に行われた日または利用者端末の盗難等があつた日（当該盗難等があつた日が明らかでないときは、当該盗難等にかかる利用者端末を用いた不正利用が最初に行われた日）から、2年を経過する日より後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんを行いません。
- ① 当該BPことら送金が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - イ. 利用者に重大な過失があることを当金庫が証明した場合
 - ロ. 利用者の配偶者、二親等内の親族、同居の家族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など）によって行われた場合
 - ハ. 利用者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じたまたはこれに付随して利用者端末の盗難等にあつた場合
- (5) 前項までの規定の適用は、個人である利用者に限るものとします。

27. 規定の適用

- (1) 第8条、第10条、第13条、第14条の規定は、「Bank Pay取引」とあるのを「BPことら送金」と読み替えた上、BPことら送金にも適用するものとします。

第3章 その他

28. 譲渡・質入れの禁止

- (1) この規定に基づく当金庫のサービスに係る利用者の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

29. 規定の変更

- (1) 当金庫は、利用者に対して事前に変更の時期およびその内容をホームページ等に公表または当金庫所定の方法で利用者へ通知することによりこの規定を変更できるものとします。

以 上

(2023年9月1日現在)